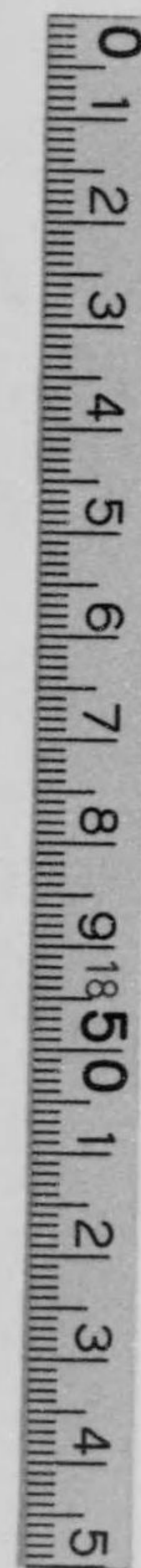


416

21

山陵遙拜帖







覽 天 賜  
覽 台 賜

# 山陵遙拜帖

大正  
10. 7 13  
續求







時の古今を問はず洋の東西を論せず國家構成の根源は民族の確信に在り、確信の弛解は國家の解體たり、典章文物の如き此確信の表現に外ならず、我建國以來悠久茲に幾千載、政治の形式に於て幾多の變遷を重ねたりと雖、立國の精神民族の確信に至りては祭政一致の上古より立憲政體の今日に至る迄些の變改あるを見ず、一に皇室中心主義を以て始終せり、皇室は中心にして臣民は圓周たり、皇室を離れて臣民なく臣民を外にして皇室なし、二者渾然として融和し義は君臣にして情は父子たり、此信念を祖先に享け之を子孫に傳へて永く渝らす、之を我國體の精華と爲す、方今坤圓球上斯の如き萬全の國體ありや、斯の如き無缺の國家ありや、實に我皇室中心主義は大和民族最高の道德にして安心立命の基礎たり、固より領土の擴張民族の發展に伴ひ此大和民族を構成する臣民の内容は時世と共に變遷するを免れずと雖、苟も古來の大和民族と合致して帝國の臣民たるものは總て精神的に同化し皇室中心主義の信仰に到達せずんはあらず、

祖先の祭祀は我國古來の習俗にして忠君愛國の信念亦此習俗に負ふ所尠からず、既に祭祀は我民俗の習俗にして皇室は民族の中心なりとせば則皇室祖宗の祭祀は我民族の最重要なる祭祀たらずんはあらず、然か



も國民は其正辰に敬愛の至情を盡すを以て満足せず、  
宜なり庶民閑ある毎に山陵に參し其敬遠追慕の誠を  
致さんとするや、近時山陵崇敬の思想頓に勃興し山陵  
巡拜の舉に出るもの多きは上述の如く我民族自然の  
性情にして邦家の爲め喜ふべきことなり、唯憾む山陵  
の所在全國に散在し一巡の參拜尙容易の業にあらず  
るを、予乏を諸陵頭に享け平素此點につき遺憾の念な  
き能はさりしなり、今山陵崇敬會刊行の山陵遙拜帖を  
見る、予多年の渴仰を多少醫するものなきにあらず、希  
くは此に依り予と所感を同しうするもの、希望の萬  
一を満たさむことを、一言を卷頭に書して序と爲す、

大正十年六月

諸陵頭山口銳之助



## 緒言

謹みて按ずるに、日向三朝以來悠々幾千載、歴代の山陵は、實に列聖玉體の永遠に頌まり給ふ所、萬世一系の皇室を奉戴尊崇する國民の齊しく奉拜して恭敬感謝の誠を捧げんと欲するもの、豈臣子尊皇の至情ならずや、而して二百の山陵多くは近畿の間に在りと雖も、亦遠く州を隔てたるの地なきにあらず、悉く巡拜せんと欲するも、途數百里の外に出で、旬餘の日子を費すにあらずんば能はず、劇忙の人又容易の業にあらざるなり、

是に於て乎、永田貞治郎君、同人と謀り、山陵崇敬會を起し、特に諸陵寮の允許を得て、山陵遙拜帖を刊行し、以て面り歴代山陵を奉拜するの資となさんとす、而して予に之が編輯の事を囑す、予淺學素より其の任にあらず、而も厚面敢て事に當る、唯翼々として謬を傳へ奉らざらんことを期するのみ、稿漸く成るや、先づ之を諸陵寮に致し、以て嚴密なる校閲を仰けり、蓋し此の稿を作すに當り、崇敬會顧問三上參次、池邊義象、今泉定介三先生の指導に俟つ所、尠からず、且つ増田于信先生の高教を仰ぎて、以て護たる所亦甚だ多し、而して諸陵頭山口銳之助閣下亦本書編輯に就て屢注意を賜はり、梓成るに臨みて特に序を寄せらる、是等著者の切に光榮とし、感謝する所なり、

本書の編輯に於て尤も苦心せしものは御寫眞の謹寫にあり、即ち舉げて寫眞師堀眞澄君に囑す、君大に崇敬會の事業を贊し、自ら機を携へ、四方山野を徒涉して謹寫に従事す、其の勞や没すべからず、茲に記して謝す、

大正十年六月下院

編者 謹識



#### 凡例

- 一、現今御決定の陵は、歴代天皇陵一百十九、歴代にあらざる天皇竝に追尊天皇陵十二、皇后陵六十七、都て一百九十八陵、但し御合葬或は御同域等に依りて、之を御寫眞として表はし奉ることを得るもの一百三十三、本帖悉く之を收め奉り、終りに神代三陵竝に特に顯著なる皇子の御墓六を收め奉る。
- 一、奉録の順序は、帝陵は歴代順を以てし、皇后陵は其の御配遇たる帝陵の次に之を係く、但し御合葬或は御同域の陵は便宜に従ひて之を併せ係く。
- 一、天皇竝に后宮の御事蹟を謹叙する、唯御一身の傳に止め、一般に渉る歴史は、凡て他の史籍に譲りて、之を敘せず。
- 一、謹叙する所の傳中、年月日共に擧ぐるは、御生日竝に崩御薨卒及び崩御薨卒後の事實に限り、他は凡て月までを擧げて、日に及ばず、但し崩御薨卒の日は必ず太陽曆に換算して、之を註に加ふ。
- 一、謹叙する所の記事中に、陵名を擧ぐるもの、一に所據の舊記史乗に見ゆる所に従ふ、故に往々首に記する所の陵名と異なるものあり。
- 一、記事の終りに必ず陵の形式を擧ぐるもの、皆現今の陵形なり、而して神武天皇より孝靈天皇に至る七陵、其の他猶二三、陵形の未だ断定し難きものあるべきも、姑く諸陵寮の梓行に係る陵墓要覽の示す所に従ひて、之を擧ぐ。

#### 山陵沿革の概要

大寶喪葬令義解に曰く、帝皇墳墓如山如陵、故謂之山陵と、蓋し陵の稱は、素と至尊の家塾に限り、而して天平寶字四年十二月

大寶喪葬令義解に曰く、帝皇墳墓如山如陵、故謂之山陵と、蓋し陵の稱は、素と至尊の家塾に限り、而して天平寶字四年十二月



### 山陵沿革の概要

大寶喪葬令義解に曰く、帝皇墳墓如山如陵、故謂之山陵と、蓋し陵の稱は、素と至尊の家塾に限れり、而して天平寶字四年十二月勅して、太皇太后皇太后の御墓を陵と稱せしめ給ひしより、爾來后宮の冢墓、亦之を陵と稱す、

我が邦上世の俗、送終の禮を重んずる甚だ厚く、隨つて冢墓の構結亦頗る莊重を極む、民習夫れ已に此の如し、況んや皇室に於ける、其の制更に至嚴至重、之が保存修祀の道、亦闕くる所なかりしや必せり、而して遠邈大古の陵、其の制を詳にせずと雖も、古傳既に殯歛の制あり、焉んぞ營陵の事なきを得んや、神武天皇以後、其の制逐次備はり、開化天皇の頃よりは、其の形式、前方後圓の墳丘を作し、多くは四周に環らすに墮を以てし、何れも兆域廣衍に、規模亦雄偉壯大なるもの多し、特に應神天皇の惠我藻伏岡陵の如き、更に仁德天皇の百舌鳥耳原中陵の如き、共に其の墳丘の雄大なる、實に海内一二を以て稱せらるゝの大陵たり、

用明天皇の頃よりは、墳丘の形式變じて、圓墳、方墳、或は上圓下方型となり、又此の前後に當りて、御合葬の風盛に、安閑天皇以後、持統天皇に至る、御合葬は幾んど歴代の例たるが如くなりき、持統天皇崩ずるに及び、始めて火葬の儀を用ゐ給ひしより、爾來歴朝送終の儀、多くは火葬を以て例とせらるゝに至る、加ふるに此の頃より、喪葬の禮省約に従ふの風を生じ、隨つて營陵の事、素薄復、多くは古への如く壯大ならず、聖武天皇崩ずるに及びて、葬送の儀、一に佛會の如く、是に於て亦大葬の上に異例を啓き給へり、蓋し火葬、薄葬、將た佛葬等の事、皆當時佛教思想の影響に外ならざるなり、

而して當時に於ける守陵修祀の典を顧るに、大寶の制令に至



りて、諸陵司を治部省に管せしめ、以て諸陵を管し、陵靈を祭り喪葬、凶禮、陵戸名籍等の事を掌らしむ。尋で天平元年八月に至り、詔して、諸陵司の官制を改め、陞せて寮とせらる。是れ蓋し報反の典に、更に重きを加へ給ふ所以に外ならざるなり。此の如くにして、當時山陵の修理保存、竝に靈祭の事、亦間然する所なかりしなり。

平安朝の初に當りて、嵯峨淳和、清和、宇多院の四帝、國費節約或は佛教御崇敬の餘、皆遺詔して、營陵修祀の事を停め給ひ、特に淳和天皇の如き、崩後遺詔に遵ひて、玉體火化の後、仙骨を碎粉して山上に散じ奉れり。至尊送終の大禮、散骨の式に従はれし、之を以て唯一の異例と爲すのみ。仁明天皇の深草陵を營むに當り、始めて墳上率塔婆を立つるの形式現はれ、冷泉院天皇以後は、歷朝多く玉體火化の後、別に地を定めて御骨を藏め奉れるより、一帝にして、山陵御火葬塚の二所を有せらるゝを以て通例となすに至る。三條院天皇崩ずるに及び、御火葬の後、仙骨を北山の小寺中に藏め奉りしより、爾後漸く寺院中に御骨を奉安するの風盛となり、遂に之が爲に堂塔造營の事起るに至れり。如上の事、咸崇佛の餘習に出で、至尊送終の禮亦佛家の法に倣はせ給へるの致す所。此の如くにして、帝陵の制は遂に法華堂又は率塔婆を以て山陵に擬せらるゝに至れり。

鎌倉時代に至り、兩統交立の端を啓くや、御葬送の地亦自ら統に随つて集まり、持明院統は多く御黃由の地たる伏見の附近に、大覺寺統は嵯峨の方面に陵を定めらるゝに至れり。即ち深草安樂行院の法華堂が、後深草院天皇の爲に營まれ、而して後深草院、伏見院、後伏見院三帝の御埋骨所たり。龜山院、後宇多院二帝が共に嵯峨に陵を設けられたる、克く此の間の勢ひを證するもの、と謂ふべし。而して此の關係は延いて南北朝、室町時代に及び、深草法華堂の如きは其の後更に後光嚴院、後圓融院、後小松院、稱光院、

後土御門院、後柏原院、後奈良院、正親町院、後陽成院の九帝御埋骨の所となるに至れり。世に十二帝陵と稱し奉るもの、即ち是れなり。



伏見院後伏見院三帝の御埋骨所たり、龜山院後宇多院二帝が共に嵯峨に陵を設けられたる、克く此の間の勢ひを證するものと言ふべし、而して此の關係は延いて南北朝、室町時代に及び、深草法華堂の如きは其の後更に後光嚴院、後圓融院、後小松院、稱光院、

後土御門院、後柏原院、後奈良院、正親町院、後陽成院の九帝御埋骨の所となるに至れり、世に十二帝陵と稱し奉るもの、即ち是れなり、

此の時に當りて、王綱既に弛み、守陵修祀の典疾く行はれず、諸陵寮亦廢し、歷朝の山陵、往々にして荒廢し、殊に戰國亂雜の世に及び、皇室式微を極め、先皇山陵の尊も復之を顧るなく、其の甚しきに至りては、豪族時に地の形勝を利して、陵上に城砦を構ふるあり、或は開墾して田圃と爲すあり、然らざるも尙多くは荒蕪に委し、榛莽荆棘の地と化す、此の如くにして遠近所在の山陵、遂に其の傳を佚し、其の所を失ふもの尠からず、深草法華堂の如きも猶且つ安樂行院已に退轉して荒涼たる廢墟、獨り帝陵のみ残りといふ、今にして當時を想ふ、悚然惶懼に堪へざるなり、

徳川氏の治世に及び、後水尾院天皇を泉涌寺内四條院天皇陵の傍に葬り奉りしより、爾後仁孝天皇に至る、歴代の至尊竝に皇后の山陵は皆同一域内に設け給ふことゝなれり、而して後光明院天皇奉葬の時に際し、數百年來の通式たる御火葬の儀を停め給ひしより、爾來復玉體火化の禮を用ゐ給はず、然りと雖も、御火葬の禮たる、亦因襲の久しき事情一朝にして其の禮の絶つを許さざるものありしか、爾後歷朝御葬送の禮は、仍一に荼毘の作法に擬し、然る後、御土葬を行はせられたるなり、而して泉山陵の狀たる、境域僅に一千六百餘坪、此の間に陵二十五、御灰塚五、御墓九あり、標するに帝陵は九重の御石塔を以てし、皇后の山陵は無方塔の類を以てせらる、素薄簡約の狀、拜するものをして、恐懼禁ぜざらしむるものあり、

夫れ然り、而して當代に於ける文學の勃興は、一方に尊皇の氣運を促し、勤王有志の士、相踵いで現はれ、歷朝山陵の荒廢を慨し、夙に之が查覈探求に意を注ぐあり、有司亦之を憂ひ、探索尋求、修



補に意を用ゐるあり、即ち元祿に山陵修補の事あり、享保に重修あり、延いて幕末、尊攘の論邦内に囂々たるの時に方り、山陵修補の論愈急なるに會し、幕府爲に大に修陵の工を起し、近畿廢蕪の山陵を尋ねて之が修補に力を致すに決し、朝廷即ち山陵奉行を命じて、之が事に當らしめ、又山陵修補御用掛を置きて、共に事に與らしむ、是に於て數百年來荒蕪藁葬の間に埋れし先皇の山陵、復往日の如くならず、此の如くにして、修陵の功略成るや、朝廷諸陵寮を再興し、幕府亦山陵取締を置き、茲に再び守陵修祀の道闕くるなきに至れり、此の時に當りて孝明天皇崩じ給ふや、營陵復興の議を採用せられ、泉涌寺の後山に於て、壯大なる山陵を造營せらる、是に至りて山陵の制再び古に復す、

尋で明治大正の聖代に至りて、官、聖旨を奉じて、更に歴代陵墓の遺漏を尋ね、精査考覈獲るに隨ひて修め、今や歷朝の帝陵幾んど漏らす所なく、后妃皇親の陵墓亦多く修補の功成り、且つ太祖以來皇靈祭祀の典亦嚴に制せらる、於戲盛なる哉、



目次

畝傍山東北陵	神武天皇(第一代).....一
桃花鳥田丘上陵	綏靖天皇(第二代).....二
畝傍山西南御陰井上陵	安寧天皇(第三代).....三
畝傍山南織沙溪上陵	懿德天皇(第四代).....四
掖上博多山上陵	孝昭天皇(第五代).....五
玉手丘上陵	孝安天皇(第六代).....六
片丘馬坂陵	孝靈天皇(第七代).....七
劍池嶋上陵	孝元天皇(第八代).....八
春日率川坂上陵	開化天皇(第九代).....九
山邊道勾岡上陵	崇神天皇(第十代).....一〇
菅原伏見東陵	垂仁天皇(第十一代).....一一
狹木之寺間陵	垂仁天皇皇后日葉酸媛命.....一二
山邊道上陵	景行天皇(第十二代).....一三
日岡陵	景行天皇皇后播磨稻日太郎姬命.....一四
狹城盾列池後陵	成務天皇(第十三代).....一五
惠我長野西陵	仲哀天皇(第十四代).....一六
狹城盾列池上陵	仲哀天皇皇后神功皇后.....一七
惠我藻伏岡陵	應神天皇(第十五代).....一八
仲津山陵	應神天皇皇后仲姬命.....一九
百舌鳥耳原中陵	仁德天皇(第十六代).....二〇
平城坂上陵	仁德天皇皇后磐之媛命.....二一
百舌鳥耳原南陵	履中天皇(第十七代).....二二
埴口丘陵	飯豐天皇.....二三
百舌鳥耳原北陵	反正天皇(第十八代).....二四
惠我長野北陵	允恭天皇(第十九代).....二五
菅原伏見西陵	安康天皇(第二十代).....二六
丹比高鷲原陵	雄略天皇(第二十一代).....二七
河内坂門原陵	清寧天皇(第二十二代).....二八
傍丘磐坏丘南陵	顯宗天皇(第二十三代).....二九
埴生坂本陵	仁賢天皇(第二十四代).....三〇
傍丘磐坏丘北陵	武烈天皇(第二十五代).....三一
三島藍野陵	繼體天皇(第二十六代).....三二
衾田陵	繼體天皇皇后手白香皇女.....三三
古市高屋丘陵	安閑天皇(第二十七代).....三四



古市高屋陵  
 身狹桃花鳥坂上陵  
 身狹桃花鳥坂上陵  
 檜隈坂合陵  
 磯長原陵  
 河內磯長中尾陵  
 息長陵  
 河內磯長原陵  
 倉梯岡上陵  
 磯長山田陵  
 押坂內陵  
 大阪磯長陵  
 越智岡上陵  
 越智岡上陵  
 山科陵  
 長等山前陵  
 檜隈大內陵  
 檜隈大內陵  
 眞弓丘陵  
 檜隈安古岡上陵  
 奈保山東陵  
 奈保山西陵  
 佐保山南陵  
 佐保山東陵  
 淡路陵  
 高野陵  
 田原西陵  
 吉隱陵  
 田原東陵  
 宇智陵  
 大枝陵  
 柏原陵  
 高島陵  
 宇波多陵  
 八嶋陵  
 楊梅陵

安閑天皇皇后春日山田皇女……………三  
 宣化天皇(第二十八代)……………三六  
 宣化天皇皇后橘仲姬皇女……………三五  
 欽明天皇(第二十九代)……………三七  
 欽明天皇皇后石姬皇女……………三九  
 敏達天皇(第三十代)……………四〇  
 敏達天皇皇后廣姬……………四〇  
 用明天皇(第三十一代)……………四〇  
 崇峻天皇(第三十二代)……………四一  
 推古天皇(第三十三代)……………四二  
 舒明天皇(第三十四代)……………四三  
 孝德天皇(第三十六代)……………四四  
 孝德天皇皇后間人皇女……………四五  
 齊明天皇(第三十七代)第三十五代皇孫天皇重祚……………四五  
 天智天皇(第三十八代)……………四六  
 弘文天皇(第三十九代)……………四七  
 天武天皇(第四十代)……………四八  
 持統天皇(第四十一代)……………四八  
 岡宮天皇……………四九  
 文武天皇(第四十二代)……………五〇  
 元明天皇(第四十三代)……………五一  
 元正天皇(第四十四代)……………五二  
 聖武天皇(第四十五代)……………五三  
 聖武天皇皇后光明子安宿媛……………五四  
 淳仁天皇(第四十七代)……………五五  
 稱德天皇(第四十八代)第四十六代孝謙天皇重祚……………五六  
 春日宮天皇……………五七  
 春日宮天皇妃贈皇太后橡姬……………五八  
 光仁天皇(第四十九代)……………五九  
 光仁天皇皇后井上內親王……………六〇  
 光仁天皇夫人贈皇太后新笠……………六一  
 桓武天皇(第五十代)……………六二  
 桓武天皇皇后乙牟漏……………六三  
 桓武天皇夫人贈皇太后旅子……………六四  
 崇道天皇……………六五  
 平城天皇(第五十一代)……………六六

嵯峨山上陵  
 嵯峨陵  
 大原野西嶺上陵  
 深草陵  
 後山階陵  
 中尾陵

嵯峨天皇(第五十二代)……………六七  
 嵯峨天皇皇后嘉智子……………六八  
 淳和天皇(第五十三代)……………六九  
 仁明天皇(第五十四代)……………七〇  
 仁明天皇女御太皇太后順子……………七一  
 仁明天皇女御贈皇太后澤子……………七二



大枝陵  
柏原陵  
高島陵  
宇波多陵  
八嶋陵  
楊梅陵

桓武天皇夫人贈皇太后新笠  
桓武天皇(第五十代).....三  
桓武天皇皇后乙牟漏.....三  
桓武天皇夫人贈皇太后旅子.....三  
崇道天皇.....三  
平城天皇(第五十一代).....三

嵯峨山上陵  
嵯峨陵  
大原野西嶺上陵  
深草陵  
後山階陵  
中尾陵  
田邑陵  
水尾山陵  
神樂岡東陵  
後田邑陵  
大內山陵  
宇治陵  
小野陵  
後山科陵  
宇治陵  
醍醐陵  
村上陵  
宇治陵  
櫻本陵  
岩倉陵  
宇治陵  
宇治陵  
後村上陵  
宇治陵  
宇治陵  
宇治陵  
紙屋上陵  
圓融寺北陵  
鳥戶野陵  
宇治陵  
北山陵  
宇治陵  
宇治陵  
菩提樹院陵  
宇治陵  
圓乘寺陵

嵯峨天皇(第五十二代).....三  
嵯峨天皇皇后嘉智子.....三  
淳和天皇(第五十三代).....三  
仁明天皇(第五十四代).....三  
仁明天皇女御太皇太后順子.....三  
仁明天皇女御贈皇太后澤子.....三  
文德天皇(第五十五代).....三  
清和天皇(第五十六代).....三  
陽成院天皇(第五十七代).....三  
光孝天皇(第五十八代).....三  
宇多院天皇(第五十九代).....三  
宇多院天皇中宮溫子.....三  
宇多院天皇女御贈皇太后胤子.....三  
醍醐天皇(第六十代).....三  
醍醐天皇中宮穩子.....三  
朱雀院天皇(第六十一代).....三  
村上天皇(第六十二代).....三  
村上天皇中宮安子.....三  
冷泉院天皇(第六十三代).....三  
冷泉院天皇皇后昌子內親王.....三  
冷泉院天皇女御贈皇太后懷子.....三  
冷泉院天皇女御贈皇太后超子.....三  
圓融院天皇(第六十四代).....三  
圓融院天皇中宮媿子.....三  
圓融院天皇皇后遵子.....三  
圓融院天皇女御皇太后詮子.....三  
花山院天皇(第六十五代).....三  
一條院天皇(第六十六代).....三  
一條院天皇皇后定子.....三  
一條院天皇中宮彰子.....三  
三條院天皇(第六十七代).....三  
三條院天皇中宮妍子.....三  
三條院天皇皇后城子.....三  
後一條院天皇(第六十八代).....三  
後一條院天皇皇后威子.....三  
後朱雀院天皇(第六十九代).....三



圓乘寺東陵  
 宇治陵  
 圓教寺陵  
 菩提樹院陵  
 宇治陵  
 宇治陵  
 圓宗寺陵  
 宇治陵  
 成菩提院陵  
 上醍醐陵  
 上醍醐陵  
 後圓教寺陵  
 宇治陵  
 安樂壽院陵  
 花園西陵  
 高野山陵  
 花園東陵  
 白峯陵  
 月輪南陵  
 安樂壽院南陵  
 法住寺陵  
 香隆寺陵  
 清閑寺陵  
 後清閑寺陵  
 大原西陵  
 阿彌陀寺陵  
 大原陵  
 後鳥羽院天皇御火葬塚  
 金原陵  
 大原陵  
 順德院天皇御火葬塚  
 九條陵  
 觀音寺陵  
 月輪陵  
 嵯峨南陵

後朱雀院天皇皇后禎子內親王……………九二  
 後朱雀院天皇女御贈皇太后嬉子……………九七  
 後冷泉院天皇(第七十代)……………九一  
 後冷泉院天皇中宮章子內親王……………九〇  
 後冷泉院天皇皇后寬子……………九〇  
 後冷泉院天皇皇后歡子……………九七  
 後三條院天皇(第七十一代)……………九二  
 後三條院天皇女御贈皇太后茂子……………九七  
 白河院天皇(第七十二代)……………九三  
 白河院天皇中宮賢子……………九四  
 白河院天皇皇女皇后媞子內親王……………九四  
 白河院天皇皇女皇后令子內親王……………九四  
 堀河院天皇(第七十三代)……………八七  
 堀河院天皇女御贈皇太后苴子……………七九  
 鳥羽院天皇(第七十四代)……………九五  
 鳥羽院天皇中宮璋子……………九六  
 鳥羽院天皇皇后得子……………九七  
 鳥羽院天皇皇女皇后統子內親王……………九八  
 崇德院天皇(第七十五代)……………九八  
 崇德院天皇中宮聖子……………一〇〇  
 近衛院天皇(第七十六代)……………一〇一  
 後白河院天皇(第七十七代)……………一〇一  
 二條院天皇(第七十八代)……………一〇三  
 六條院天皇(第七十九代)……………一〇四  
 高倉院天皇(第八十代)……………一〇五  
 高倉院天皇中宮德子……………一〇六  
 安德天皇(第八十一代)……………一〇七  
 後鳥羽院天皇(第八十二代)……………一〇八  
 土御門院天皇(第八十三代)……………一〇九  
 順德院天皇(第八十四代)……………一〇八  
 仲恭天皇(第八十五代)……………一一〇  
 後堀河院天皇(第八十六代)……………一一一  
 四條院天皇(第八十七代)……………一一二  
 後嵯峨院天皇(第八十八代)……………一一三

粟田山陵  
 深草北陵  
 龜山陵  
 蓮華峯寺陵

後嵯峨院天皇中宮姑子……………一一三  
 後深草院天皇(第八十九代)……………一一四  
 龜山院天皇(第九十代)……………一一五  
 龜山院天皇皇后佶子……………一一六  
 後宇多院天皇(第九十一代)……………一一六



後鳥羽院天皇御火葬塚

金原陵

土御門院天皇(第八十三代).....109

大原陵

順德院天皇(第八十四代).....108

順德院天皇御火葬塚

九條陵

仲恭天皇(第八十五代).....110

觀音寺陵

後堀河院天皇(第八十六代).....111

月輪陵

四條院天皇(第八十七代).....112

嵯峨南陵

後嵯峨院天皇(第八十八代).....113

粟田山陵

後嵯峨院天皇中宮姑子.....113

深草北陵

後深草院天皇(第八十九代).....114

龜山陵

龜山院天皇(第九十代).....115

蓮華峯寺陵

龜山院天皇皇后倭子.....116

蓮華峯寺陵

後宇多院天皇(第九十一代).....116

今林陵

後宇多院天皇皇后始子內親王.....117

深草北陵

伏見院天皇(第九十二代).....118

北白河陵

後伏見院天皇(第九十三代).....119

十樂院上陵

後二條院天皇(第九十四代).....120

塔尾陵

花園院天皇(第九十五代).....121

檜尾陵

後醍醐天皇(第九十六代).....120

笠間山陵

後村上天皇(第九十七代).....121

嵯峨小倉陵

後村上天皇中宮顯子.....122

山國陵

後龜山院天皇(第九十八代).....123

大光明寺陵

光嚴院天皇.....124

大光明寺陵

光明院天皇.....125

深草北陵

崇光院天皇.....125

深草北陵

後光嚴院天皇.....124

深草北陵

後圓融院天皇.....124

深草北陵

後小松院天皇(第九十九代).....124

伏見松林院陵

稱光院天皇(第一百代).....124

後山國陵

後崇光院太上天皇.....126

深草北陵

後花園院天皇(第一百一代).....124

般舟院陵

後土御門院天皇(第一百二代).....124

深草北陵

後土御門院天皇典侍贈皇太后朝子.....127

深草北陵

後柏原院天皇(第一百三代).....124

深草北陵

後奈良院天皇(第一百四代).....124

月輪陵

正親町院天皇(第一百五代).....124

深草北陵

陽光院太上天皇.....126

月輪陵

後陽成院天皇(第一百六代).....124

月輪陵

後水尾院天皇(第一百七代).....126

月輪陵

後水尾院天皇中宮和子.....126

月輪陵

明正院天皇(第一百八代).....126

月輪陵

後光明院天皇(第一百九代).....126

月輪陵

後西院天皇(第一百十代).....126

月輪陵

靈元院天皇(第一百十一代).....126



月輪陵	靈元院天皇中宮房子	三六
月輪陵	東山院天皇 <small>(第一百十二代)</small>	三六
月輪陵	東山院天皇中宮幸子女王	三六
月輪陵	中御門院天皇 <small>(第一百十三代)</small>	三六
月輪陵	中御門院天皇女御贈皇太后尙子	三六
月輪陵	櫻町院天皇 <small>(第一百十四代)</small>	三六
月輪陵	櫻町院天皇女御皇太后舍子	三六
月輪陵	桃園院天皇 <small>(第一百十五代)</small>	三六
月輪陵	桃園院天皇女御皇太后富子	三六
月輪陵	後櫻町院天皇 <small>(第一百十六代)</small>	三六
月輪陵	後桃園院天皇 <small>(第一百十七代)</small>	三六
月輪陵	後桃園院天皇女御皇太后雜子	三六
月輪陵	慶光天皇	三六
後月輪陵	光格天皇 <small>(第一百十八代)</small>	三六
後月輪陵	光格天皇中宮欣子內親王	三六
後月輪陵	仁孝天皇 <small>(第一百十九代)</small>	三六
後月輪陵	仁孝天皇女御贈皇后繫子	三六
後月輪陵	仁孝天皇女御皇太后禊子	三六
後月輪陵	孝明天皇 <small>(第一百二十代)</small>	三六
後月輪東山陵	孝明天皇女御英照皇太后	三六
伏見桃山東陵	明治天皇 <small>(第一百二十一代)</small>	三六
伏見桃山東陵	明治天皇皇后昭憲皇太后	三六
附錄		
可愛山陵	天津日高彥火瓊瓊杵尊	三六
日向高屋山上陵	天津日高彥火火出見尊	三六
日向吾平山上陵	天津日高彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊	三六
竈山墓	彥五瀨命	三五
大吉備津彥命墓		三五
能褒野墓	日本武尊	三五
宇治墓	菟道稚郎子尊	三五
磯長墓	皇太子聖德太子	三五
護良親王墓		三五



畝傍山東北陵

大和國高市郡白檀村大字洞字ミサンザイ



神武天皇<sup>第一</sup>御名は神日本磐余彦尊、天津日高彦波瀲武

甕鷲草葺不合尊の第四の御子、御母は玉依姫命、庚申歲

御降誕、辛酉歲正月一日<sup>太陽一曆二日</sup>大和國畝傍檀原宮に即

位し給ふ、時に御年五十二、是れ我國紀元元年なり、在位

(1)

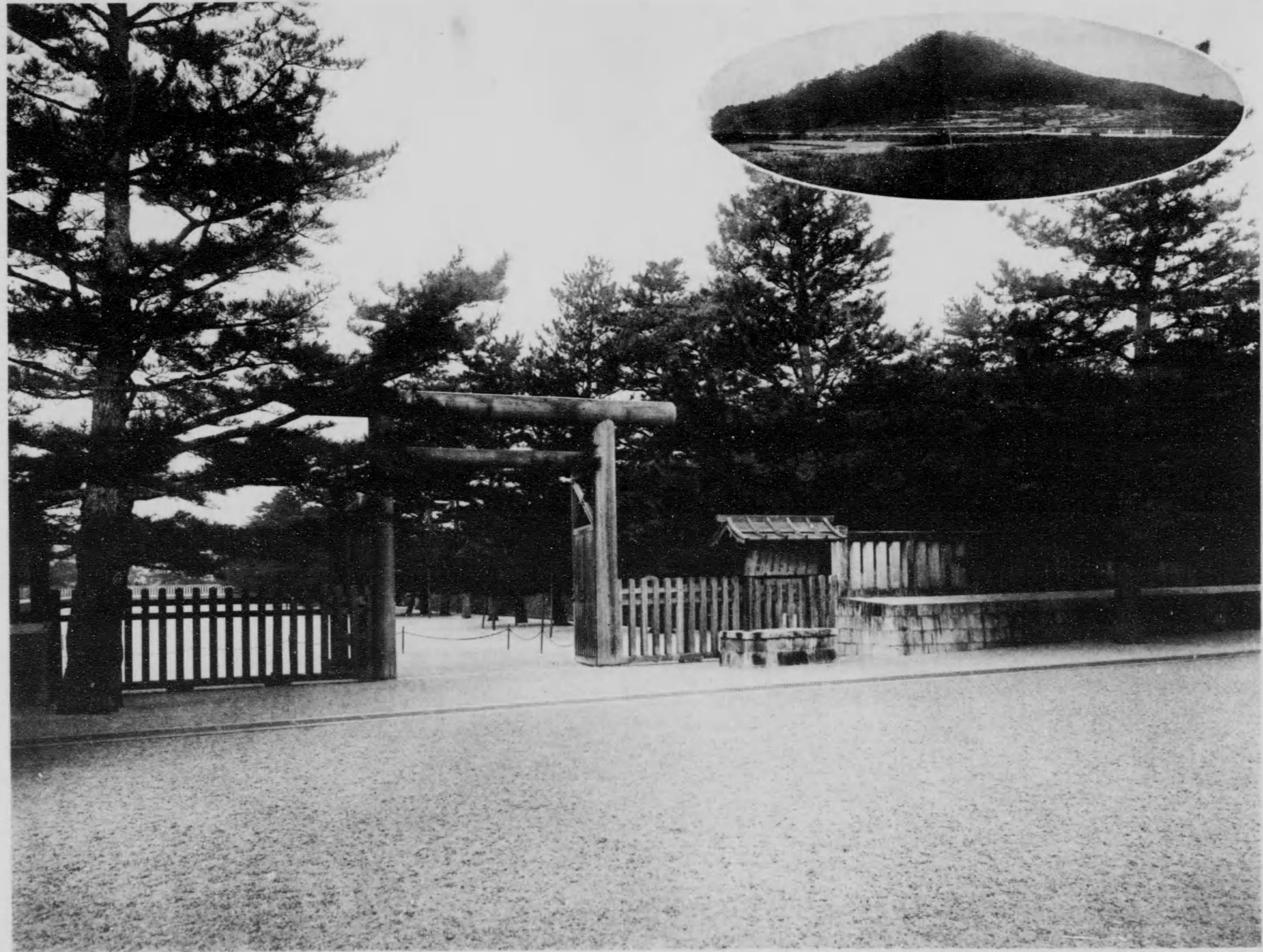
七十六年、丙子歲三月十一日<sup>太陽三曆四日</sup>崩御、御年百三十七

翌丁丑歲九月十二日、畝傍山東北陵に葬り奉る、追諡し

て神武天皇と申す、陵は圓墳にして、周圍に土手を築き、

隍を環らし、外郭には石柵を回らす、







桃花鳥田丘上陵

大和國高市郡白檀村大字四條字田井ノ坪

綏靖天皇<sup>スヱキヤウ</sup>御名は神淳名川耳尊<sup>カミナガハミミノミコト</sup>神武天皇の第三皇子、

御母は皇太后媛<sup>ミコトノハハ</sup>踏鞴<sup>フミヤ</sup>五十鈴媛<sup>イソノスズメ</sup>命<sup>ノミコト</sup>神武天皇二十九年御

降誕、四十二年正月皇太子に立ち、父天皇の崩後、位に即  
( 2 )

き給はざること三年、庚辰歲正月大和國葛城高丘宮に

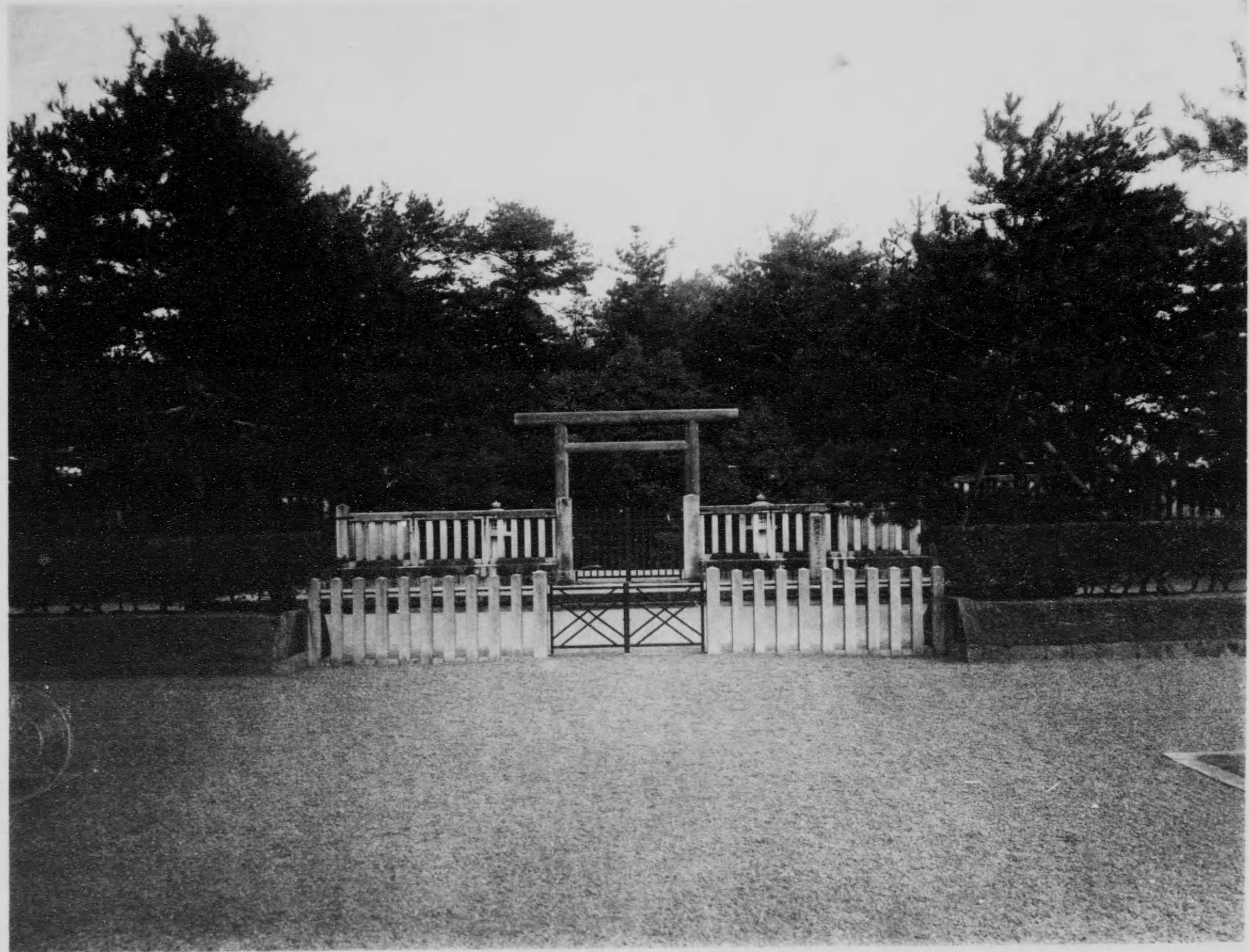
即位し給ふ、時に御年五十二、在位三十二年、壬子歲五月

十日<sup>ニ</sup>太<sup>陽</sup>曆<sup>ニ</sup>六月<sup>ニ</sup>崩御、御年八十四、翌癸丑歲十月一日倭桃

花鳥田丘上陵<sup>ハナトリノカサノノミヤノノミヤ</sup>に葬り奉る、追諡して綏靖天皇と申す、陵

は圓墳にして、周圍に石柵あり、外郭亦石柵を回らす、





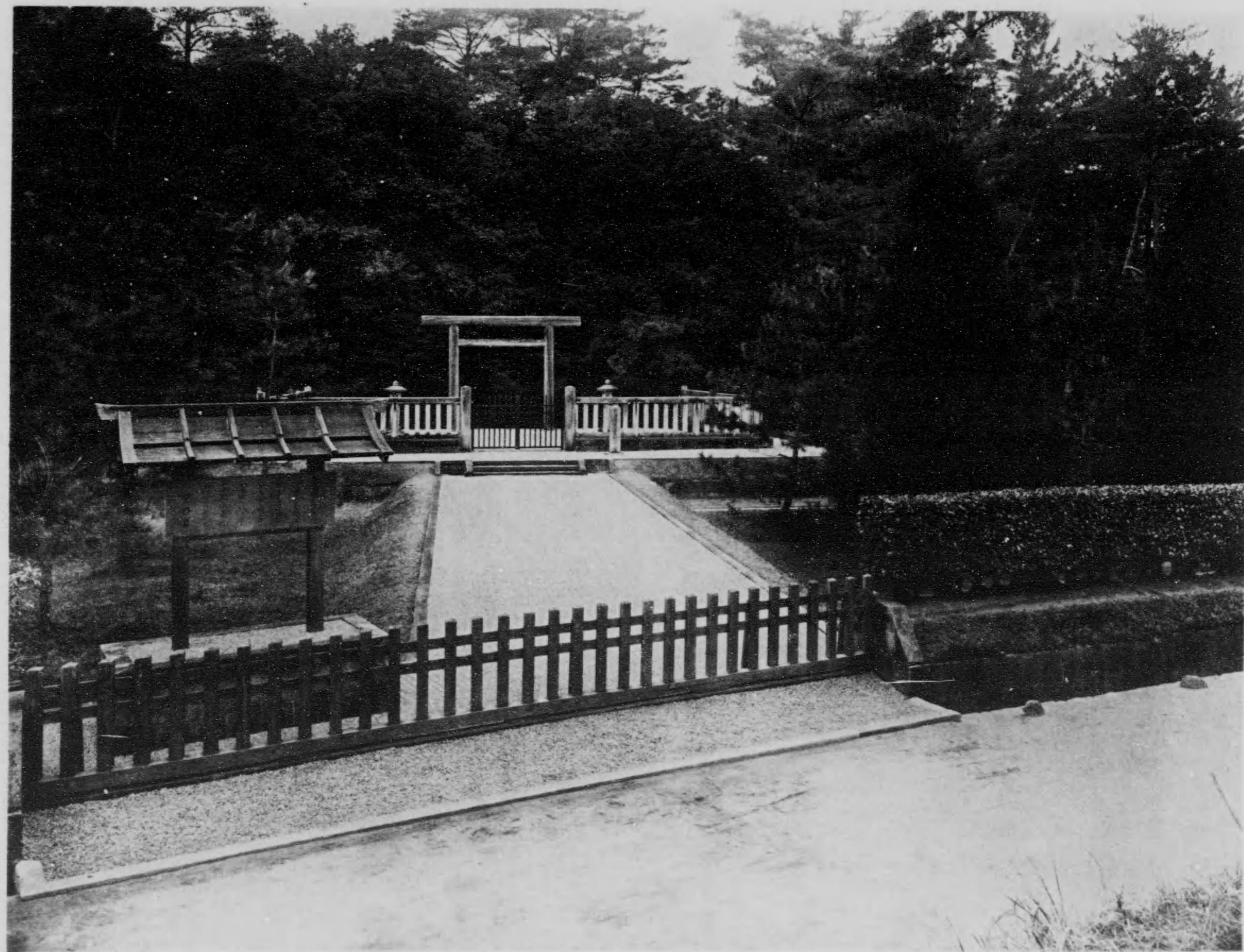


畝傍山西南御陰井上陵

大和國高市郡白檀村大字吉田字西山

安寧天皇<sup>代第三</sup>御名は磯城津彥玉手看尊、綏靖天皇の第一皇子、御母は皇太后五十鈴依媛命、綏靖天皇五年御降誕、二十五年正月皇太子に立ち、父天皇崩御の翌癸丑歲七月卽位し給ふ、時に御年二十九、明年都を大和國片鹽に遷し給ふ、之を浮穴宮と謂ふ、在位三十八年、庚寅歲十二月六日<sup>太陽曆十一月一日</sup>崩御、御年六十七、翌辛卯歲八月一日、畝傍山南御陰井上陵に葬り奉る、追諡して安寧天皇と申す、陵は山形にして、周圍に生垣を回らす、陵の南邊に清泉あり、御陰井といふ、







畝傍山南織沙溪上陵

大和國高市郡白檀村大字池尻字カシ

懿德天皇第四代御名は大日本彦耜友尊、安寧天皇の第二皇子、御母は皇太后淳名底仲媛命、綏靖天皇二十九年御降誕、安寧天皇十一年正月皇太子に立ち、父天皇崩御の翌辛卯歲二月即位し給ふ、時に御年四十四、明年正月都を大和國輕に遷し給ふ、之を曲狹宮と謂ふ、在位三十四年、甲子歲九月八日太陽曆十一月十日崩御、御年七十七、翌乙丑歲十月十三日、畝傍山南織沙溪上陵に葬り奉る、追諡して懿德天皇と申す、陵は山形にして、周圍に生垣を回らす、







掖上博多山上陵

大和國南葛城郡三室村字博多山

孝昭天皇第五代御名は觀松彥香殖稻尊、懿德天皇の第一皇子、御母は皇太后天豐津媛命、懿德天皇五年御降誕、二十二年二月皇太子に立ち、父天皇崩御の後二年、丙寅歲正月即位し給ふ、時に御年三十三、是歲七月、都を大和國掖上に遷し給ふ、之を池心宮と謂ふ、在位八十三年、戊子歲八月五日太陽曆八月三十一日崩御、御年百十四、孝安天皇三十八年八月十四日一に孝安天皇元年八月掖上博多山上陵に葬り奉る、追諡して孝昭天皇と申す、陵は山形にして、周圍に生垣を回らす、







玉手丘上陵

大和國南葛城郡掖上村大字玉手字宮山

孝安天皇第六代御名は大日本足彥國押人尊、孝昭天皇の第

二皇子、御母は皇太后世襲足媛命、孝昭天皇四十九年御

降誕、六十八年正月皇太子に立ち、父天皇崩御の翌己丑

歲正月即位し給ふ、時に御年三十六、明年十月、都を大和

國室に遷し給ふ、之を秋津島宮と謂ふ、在位百二年、庚午

歲正月九日本紀三十一日崩御、御年百三十七、九月十三日玉

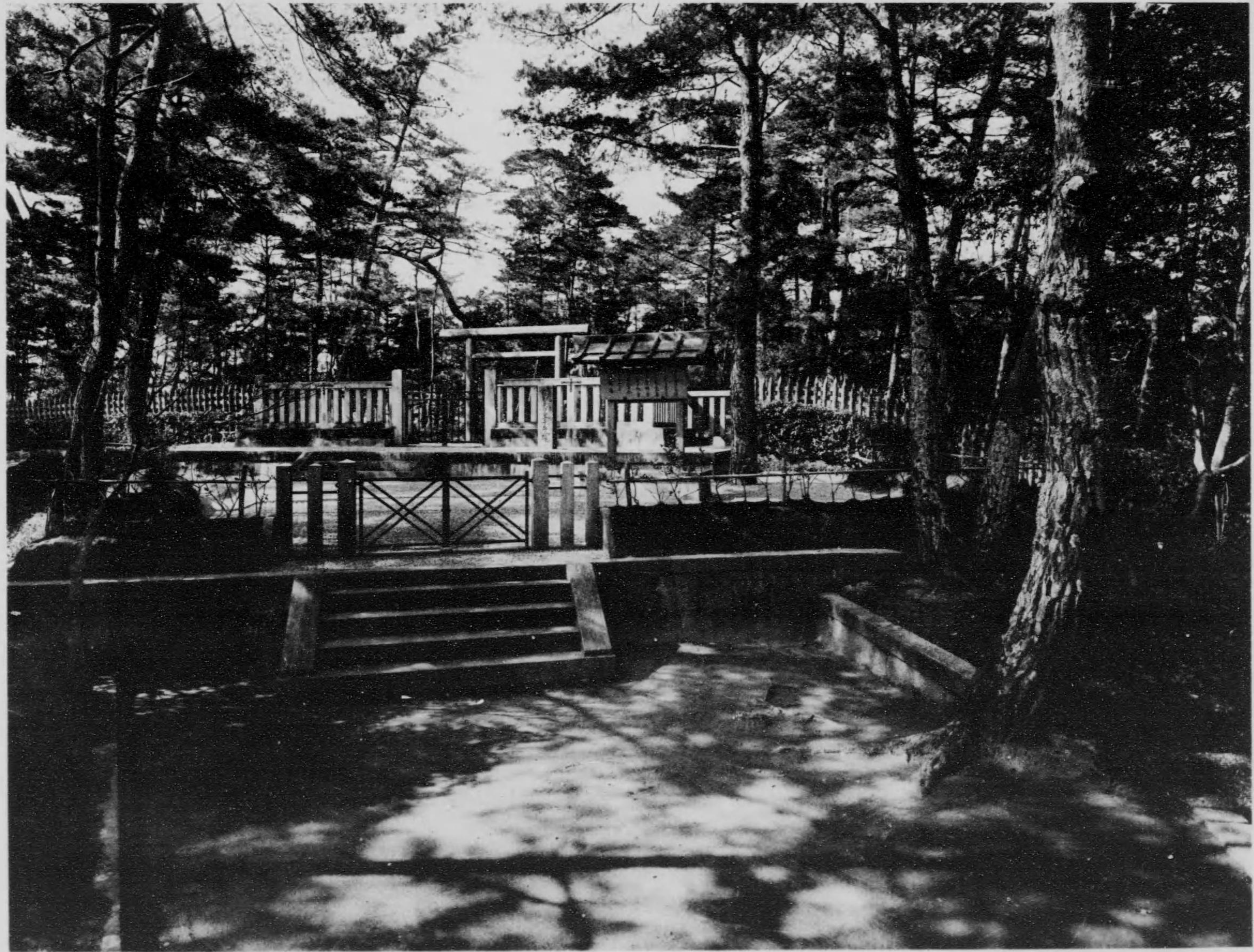
手丘上陵に葬り奉る、追諡して孝安天皇と申す、陵は山

形にして、周圍に生垣を回らす。











片丘馬坂陵

大和國北葛城郡王寺村大字王寺

孝靈天皇第七代御名は大日本根子彥太瓊尊、孝安天皇の第

二皇子、御母は皇太后押媛命、孝安天皇五十一年御降誕、

七十六年正月皇太子に立ち、父天皇崩御の歲十二月、都

を大和國黑田廬戸宮に遷し、翌辛未歲正月即位し給ふ、

時に御年五十三、在位七十六年、丙戌歲二月八日太  
陽  
十  
三

崩御、御年百二十八、孝元天皇六年九月六日片丘馬坂

陵に葬り奉る、追諡して孝靈天皇と申す、陵は山形にし

て、周圍に土手を築き、石柵を回らす、





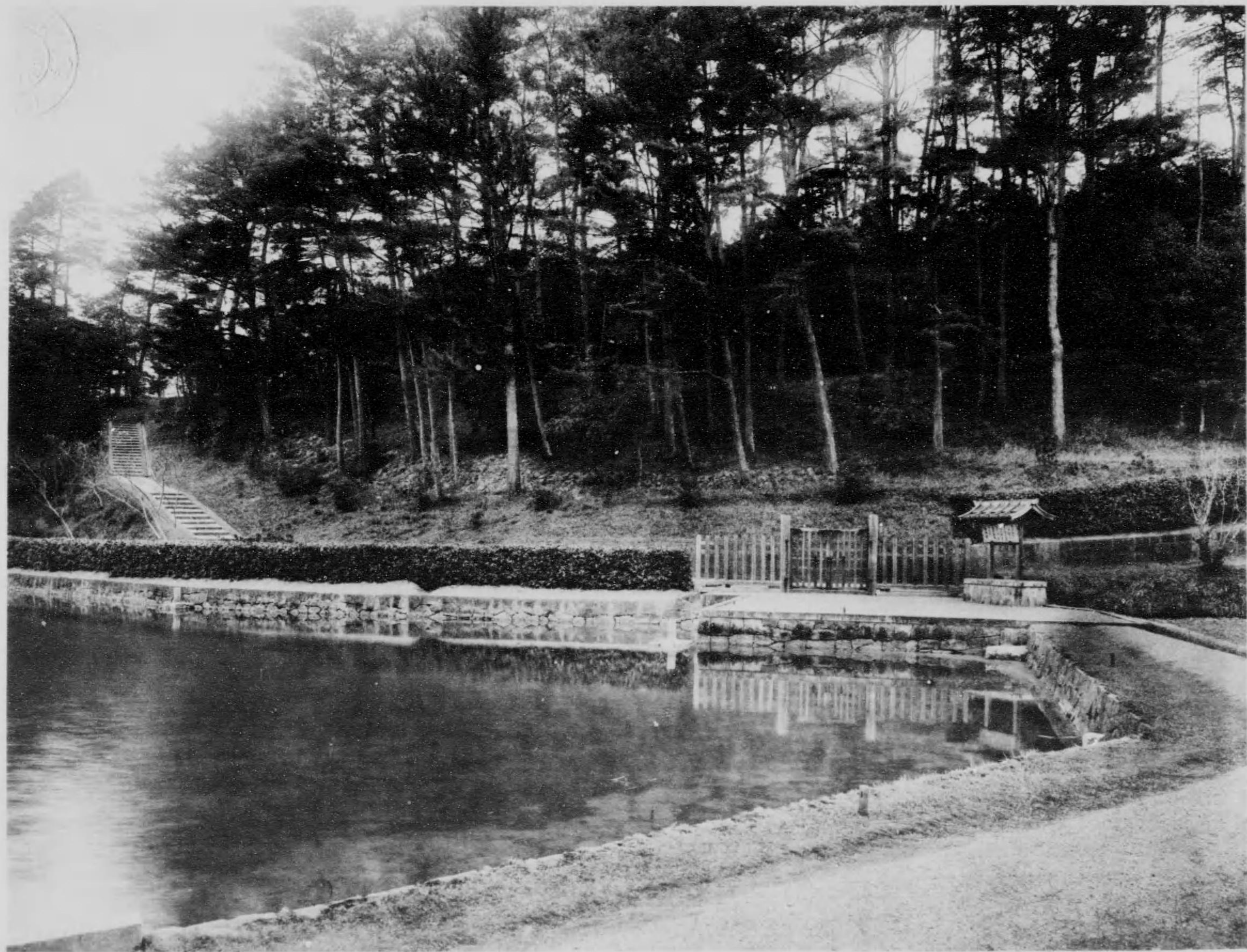


劍池鳴上陵

大和國高市郡白檀村大字石川字劍池ノ上

孝元天皇第八代御名は大日本彥國牽尊、孝靈天皇の第一皇子、御母は皇太后細媛命、孝靈天皇十八年御降誕、三十六年正月皇太子に立ち、父天皇崩御の翌丁亥歲正月即位し給ふ、時に御年六十、庚寅歲三月都を大和國輕に遷し給ふ、之を境原宮と謂ふ、在位五十七年、癸未歲九月二日本朝一曆十日崩御、御年百十六、開化天皇五年二月六日劍池鳴上陵フシノ池に葬り奉る、追諡して孝元天皇と申す、陵は稍前方後圓型にして、丘阜の上に設けられ、繞らずに生垣を以てす、周圍の池は所謂劍池にして、應神天皇十一年に掘りしもの、素と灌漑の用に設けられたるものなり、





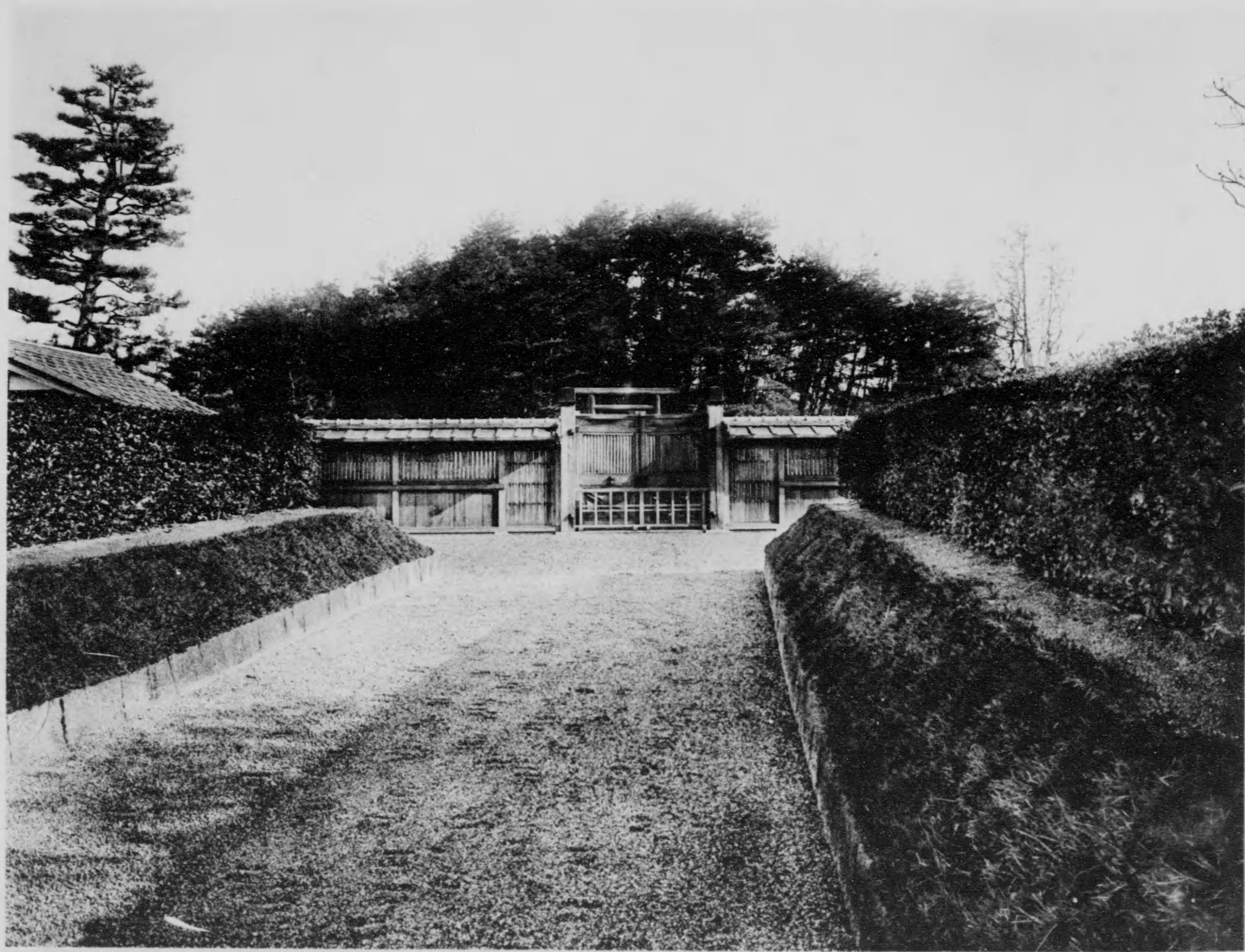


春日率川坂上陵

大和國奈良市油坂町字山ノ寺

開化天皇第九代御名は稚日本根子彦太日日尊、孝元天皇の  
第三皇子、御母は皇太后鬱色謎命、孝元天皇七年御降誕、  
二十二年正月皇太子に立ち、父天皇崩御の歲十一月卽  
位し給ふ、時に御年五十一、明年十月都を大和國春日に  
遷し給ふ、之を率川宮と謂ふ、在位六十年、癸未歲四月九  
日太陽曆五月十一日崩御、御年百十一、十月三日春日率川坂本陵  
に葬り奉る、追諡して開化天皇と申す、陵は前方後圓に  
して、周圍に隄を環らし、土手を築き、生垣を回らす、





Handwritten Japanese characters, possibly a signature or date, located in the upper right corner of the photograph.



山邊道勾岡上陵

大和國磯城郡柳本村大字柳本字アンドウ

崇神天皇代第十御名は御間城入彦五十瓊殖尊、開化天皇の第二皇子、御母は皇太后伊香色謎命、開化天皇十年御降誕、二十八年正月皇太子に立ち、父天皇崩御の翌甲申歲正月即位し給ふ、時に御年五十二、後二年丙戌歲九月都を大和國磯城に遷し給ふ、之を瑞籬宮と謂ふ、在位六十八年、辛卯歲十二月五日太閤日曆一崩御、御年百十九、翌壬辰歲十月十一日山邊道上陵に葬り奉る、追諡して崇神天皇と申す、陵は三壇に築きたる前方後圓にして、周圍に隍を環らし、土手を築き、生垣を回らす、陵前に四箇の陪家あり、







菅原伏見東陵

大和國生駒郡都跡村大字尼辻字西池

垂仁天皇第一十御名は活目入彦五十狹茅尊、崇神天皇の第三皇子、御母は皇太后御間城姫命、崇神天皇二十九年正月一日御降誕、四十八年四月皇太子に立ち、父天皇崩御の翌壬辰歲正月即位し給ふ、時に御年四十一、明年十月、都を大和國纏向マキムカウに遷し給ふ、之を珠城宮タマノミヤと謂ふ、在位十九年、庚午歲七月十四日日本大陽曆八月六日崩御、御年百三十九、二月十日菅原伏見陵フシノミヤカバに葬り奉る、追諡して垂仁天皇と申す、陵は三壇に築きたる前方後圓にして、周圍に陸を環らし、土手を築く、陪冢あり、







狹木之寺間陵

大和國生駒郡平城村大字山陵字御陵前

垂仁天皇皇后日葉酸媛命、開化天皇の皇孫丹波道主王の第一王女、垂仁天皇十五年二月皇后に立ち、三十二年

( 12 )

七月六日太陽曆九月八日崩御、狹木之寺間陵に葬り奉る、喪葬の

事に臨み、天皇野見宿禰の策を納れ、羣臣に詔して、土偶を以て殉に代へ、立て、永制とし給ふ、陵は前方後圓にして、周圍に陸を環らし、土手を築く、





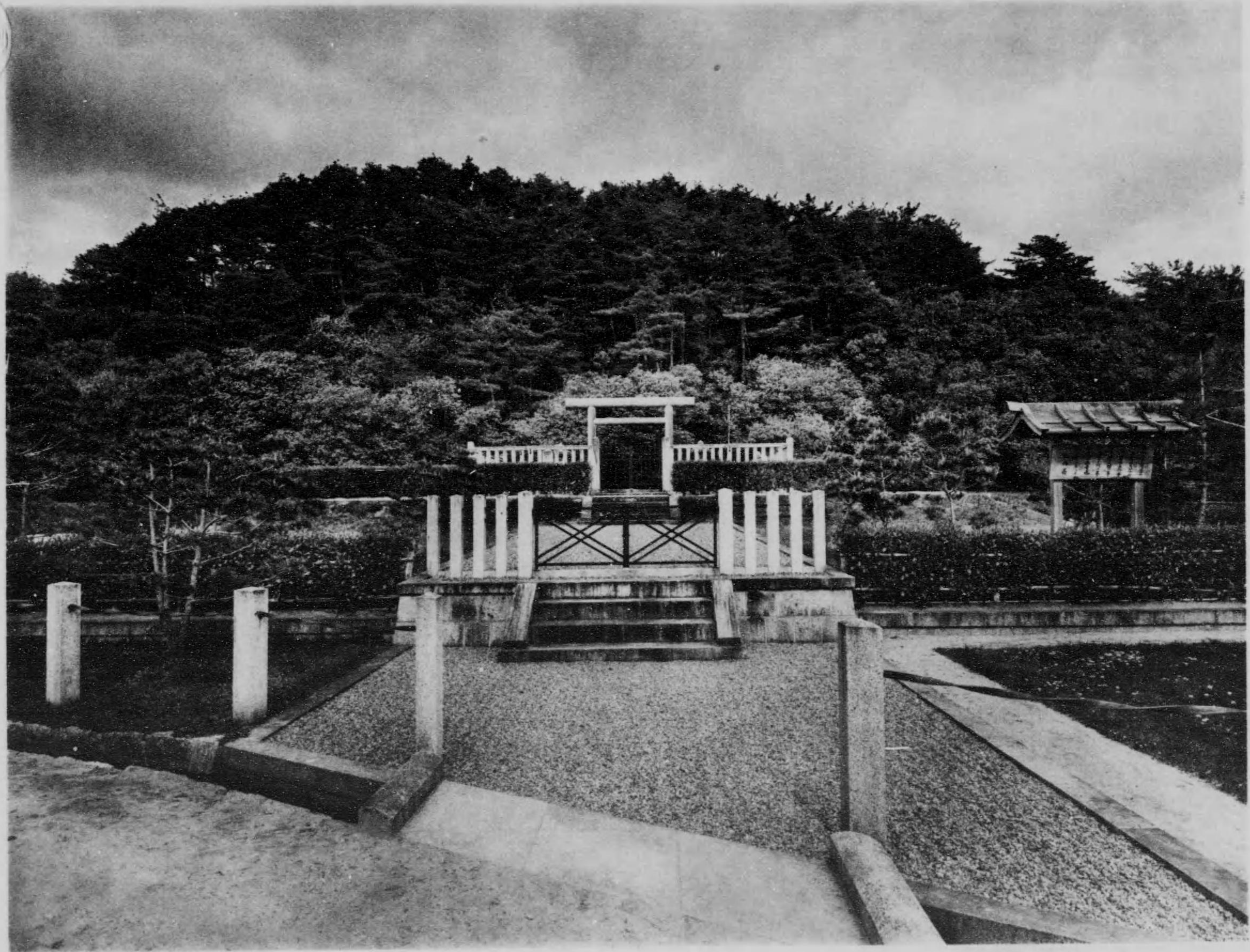


山邊道上陵

大和國磯城郡柳本村大字澁谷字狐ノ穴

景行天皇第二十御名は大足彦忍代別尊、垂仁天皇の第三皇子、御母は皇后日葉酸媛命、垂仁天皇十七年御降誕、三十七年正月皇太子に立ち、父天皇崩御の翌辛未歲七月即位し給ふ、時に御年八十四、後三年甲戌歲十一月大和國總向に都し給ふ、之を日代宮と謂ふ、戊辰歲二月近江國に幸し、志賀高穴穗宮におはします、在位六十年、辛未歲十一月七日大和國崩御、御年百四十三、成務天皇二年十一月十日倭國之山邊道上陵に葬り奉る、追諡して景行天皇と申す、陵は三壇に築きたる前方後圓にして、周圍に隍を環らし、土手を築く、陪冢あり、







日岡陵

播磨國加古郡氷丘村ノ内大野村字日岡山

景行天皇皇后播磨稻日太郎姫命孝靈天皇の皇子稚武

彦命の王女、景行天皇二年三月皇后に立ち、五十二年五

月四日太陽曆四月六日崩御、陵は前方後圓にして、周圍に石柵

を回らす、





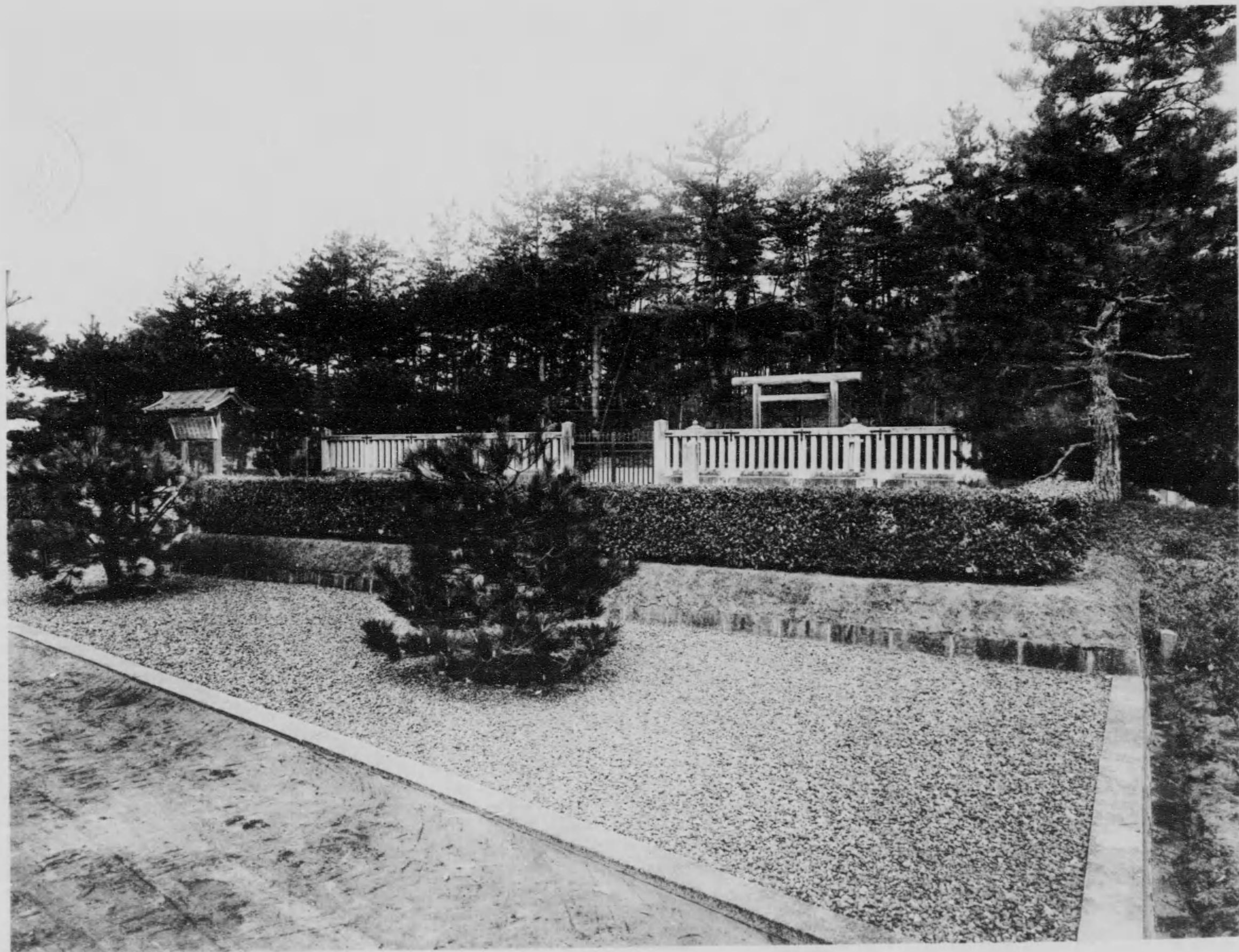


狹城盾列池後陵

大和國生駒郡平城村大字山陵字御陵前

成務天皇第三十代御名は稚足彦尊、景行天皇の第四皇子、御母は皇太后八坂入媛命、景行天皇十四年御降誕、五十一年八月皇太子に立ち、父天皇崩御の翌辛未歲正月近江國志賀高穴穗宮に即位し給ふ、時に御年四十八、在位六十年、庚午歲六月十一日太陽曆七月二十九日崩御、御年百七、翌辛未歲九月六日、倭國狹城盾列陵に葬り奉る、追諡して成務天皇と申す、陵は前方後圓にして、周圍に隍を環らし、土手を築く、陪冢あり、





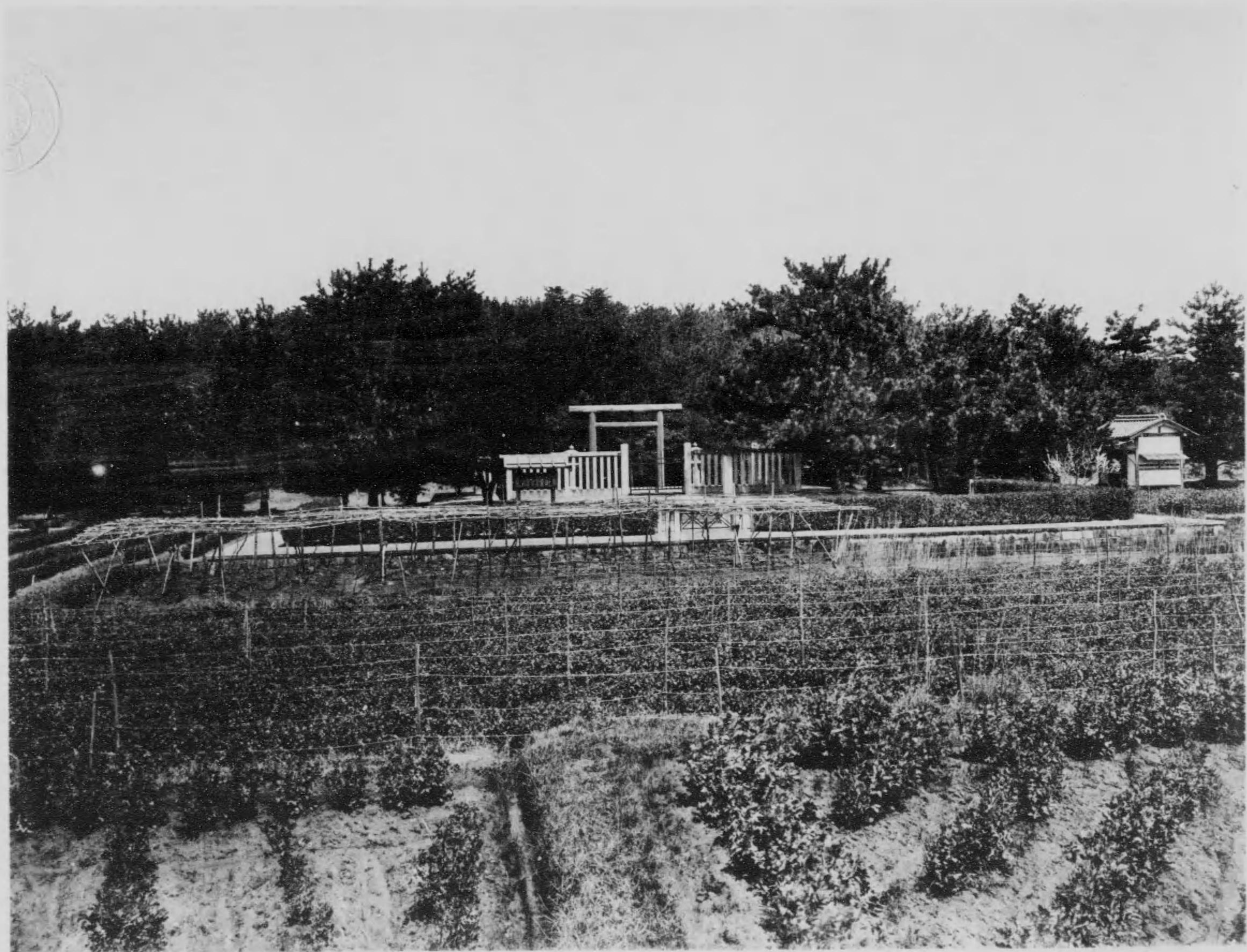


惠我長野西陵

河内國南河内郡藤井寺村大字岡

仲哀天皇第四十代御名は足仲彦尊、景行天皇の皇孫、成務天皇の皇姪にして、日本武尊の第二王子、御母は皇太后兩道入姫命、成務天皇四十八年三月皇太子に立ち、成務天皇崩御の後二年壬申歲正月即位し給ふ、在位九年、庚辰歲二月六日太閤日曆筑紫國橿日宮に崩じ給ふ、御年詳ならず、皇后氣長足姫尊皇后功大臣武内宿禰と議し、祕して喪を發せず、武内宿禰をして、密に梓宮を奉じて、海路より長門國に抵り、豊浦宮に殯せしめ給ふ、既にして皇后新羅を討ちて之を降し、十二月凱旋し、辛巳歲二月、天皇の喪を發し、將に梓宮を奉じて京に還らんとし給ふ、途に磐坂王、忍熊王の亂あり、壬午歲十一月八日河内國長野陵に葬り奉る、追諡して仲哀天皇と申す、陵は三壇に築きたる前方後圓にして、周圍に陸を環らし、土手を築く、陪冢あり、





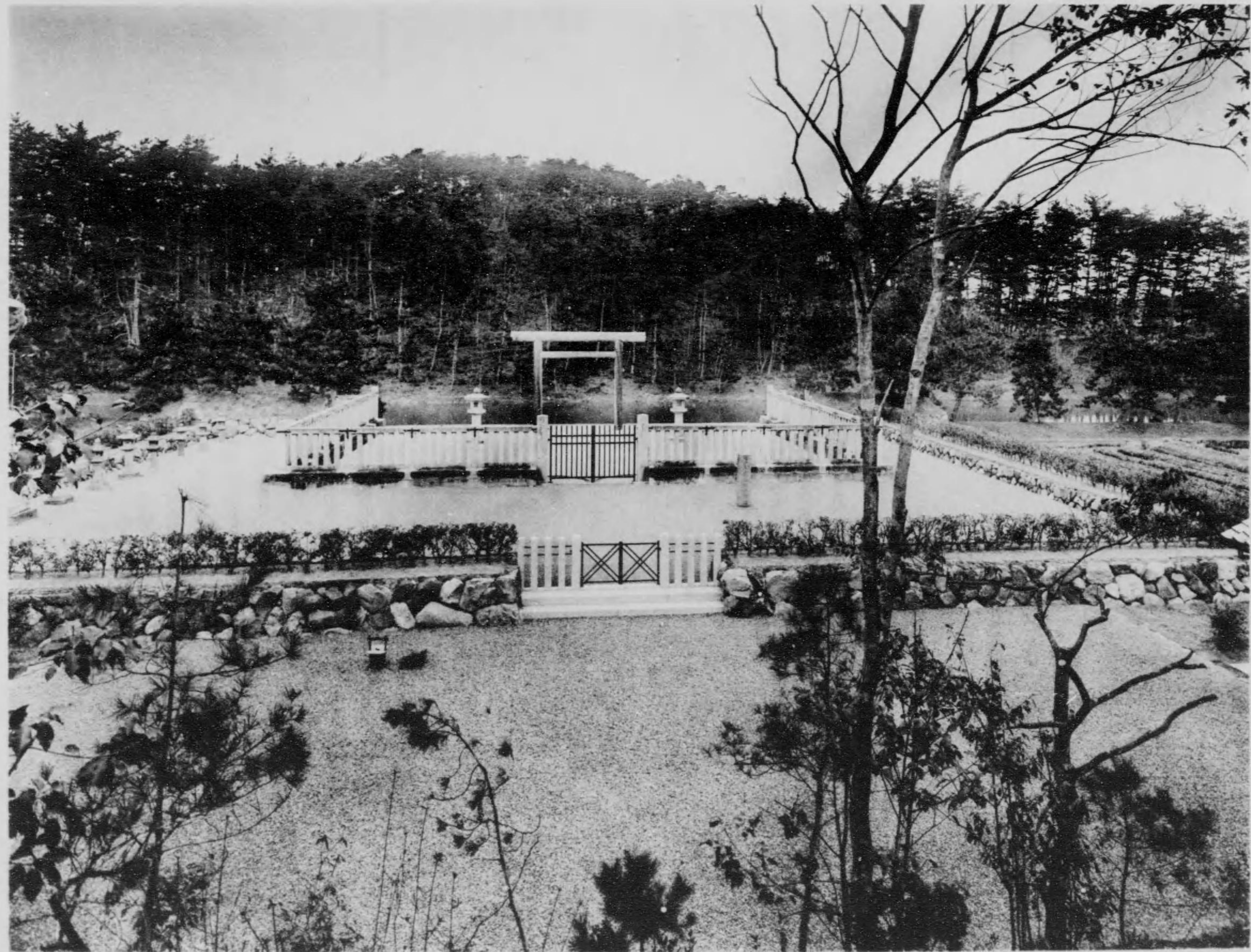


狹城盾列池上陵

大和國生駒郡平城村大字山陵字宮ノ谷

仲哀天皇皇后神功皇后御名は氣長足姬尊開化天皇の  
皇孫山代大筒木眞若王の曾孫にして氣長宿禰王の王  
女御母は葛城高類媛成務天皇四十年御誕生仲哀天皇  
二年正月皇后に立ち給ふ時に御年二十四天皇崩じ給  
ひ皇子譽田別尊天應神未だ襁褓におはしますを以て辛巳  
歲十月皇后朝に臨みて制を稱す攝政六十九年己丑歲  
四月十七日太閤六曆五日大和國磐余稚櫻宮に崩じ給ふ御  
年百十月十五日狹城盾列池上陵に葬り奉る追諡して  
神功皇后と申す陵は前方後圓にして周圍に隍を環ら  
し土手を築く陪冢あり







惠我藻伏岡陵

河内國南河内郡古市村大字譽田字惠我藻伏岡

應神天皇第五十代御名は譽田別尊、仲哀天皇の第四皇子、御母は神功皇后、庚辰歲十二月十四日、筑紫國蚊田に生れ給ふ、時に父天皇既に崩じ、天皇未だ襁褓におはしますを以て、母皇后政を攝し給ふ、癸未歲正月皇太子に立ち、大和國磐余稚櫻宮におはします、母皇后崩御の翌庚寅歲正月即位し給ふ、時に御年七十一、是歲大和國輕島に都し給ふ、之を明宮と謂ふ、在位四十一年、庚午歲二月十五日太陽曆四月一日崩御、御年百十一、河内惠賀之裳伏岡陵に葬り奉る、追諡して應神天皇と申す、陵は三壇に築きたる前方後圓の大陵にして、周圍に二重隍を環らし、土手を築く、數多の陪冢あり、陵の後方に府社譽田八幡宮あり、







仲津山陵

河内國南河内郡道明寺村大字澤田字仲ッ山

應神天皇皇后仲姬命、景行天皇の皇子五百城入彦皇子

の王子品陀眞若王の第二王女、應神天皇二年三月皇后  
( 19 )

に立ち給ふ、崩御の年月を詳にせず、陵は前方後圓にし

て、周圍に陸を環らし、土手を築く、陪冢あり、





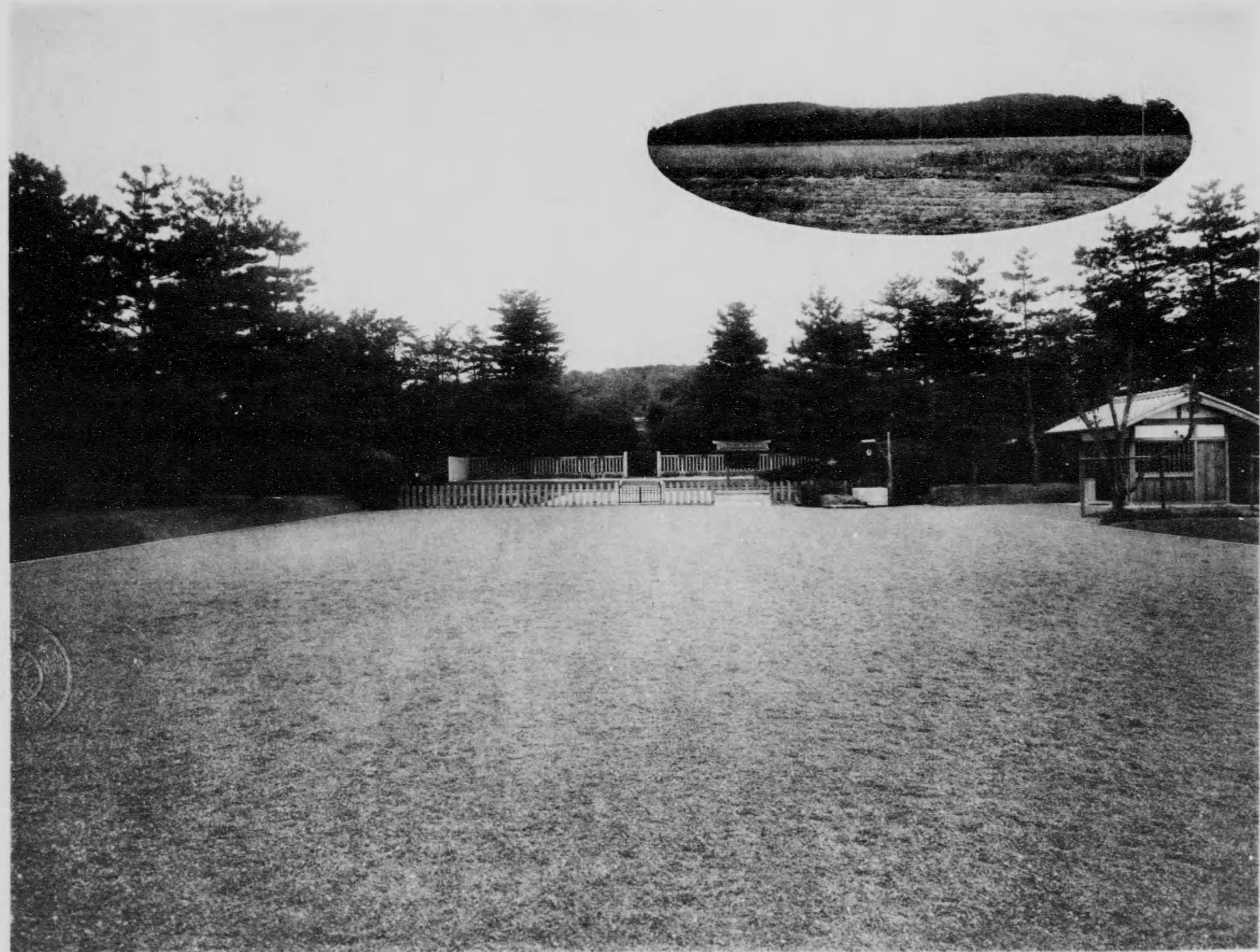


百舌鳥耳原中陵

和泉國泉北郡舩松村

仁德天皇第六十代御名は大鷦鷯尊、應神天皇の第四皇子、御母は皇太后仲姬命、神功皇后攝政五十七年御降誕、應神天皇初め少子菟道稚郎子尊を寵し、立て、皇太子とし給ひしが、應神天皇崩後、稚郎子太子位を天皇に譲り、身を山城國菟道に避け、互に揖讓し給ふこと三年、民歸する所を知らず、太子遂に自殺し給ふ、是に於て天皇、癸酉歲正月位に即き、難波に都し給ふ、之を高津宮と謂ふ、時に御年五十七、在位八十七年、己亥歲正月十六日太陽曆二月八日崩御、御年百四十三、十月七日百舌鳥野陵に葬り奉る、追諡して仁德天皇と申す、陵は三壇に築きたる前方後圓の大陵にして、周圍に三重の陸を環らし、土手を築く、十數箇の陪冢あり、實に山陵中の最大なるもの、里俗稱して大山陵と曰ふ、此の陵は天皇御生前に勅營あらせられたるものなりと傳ふ、





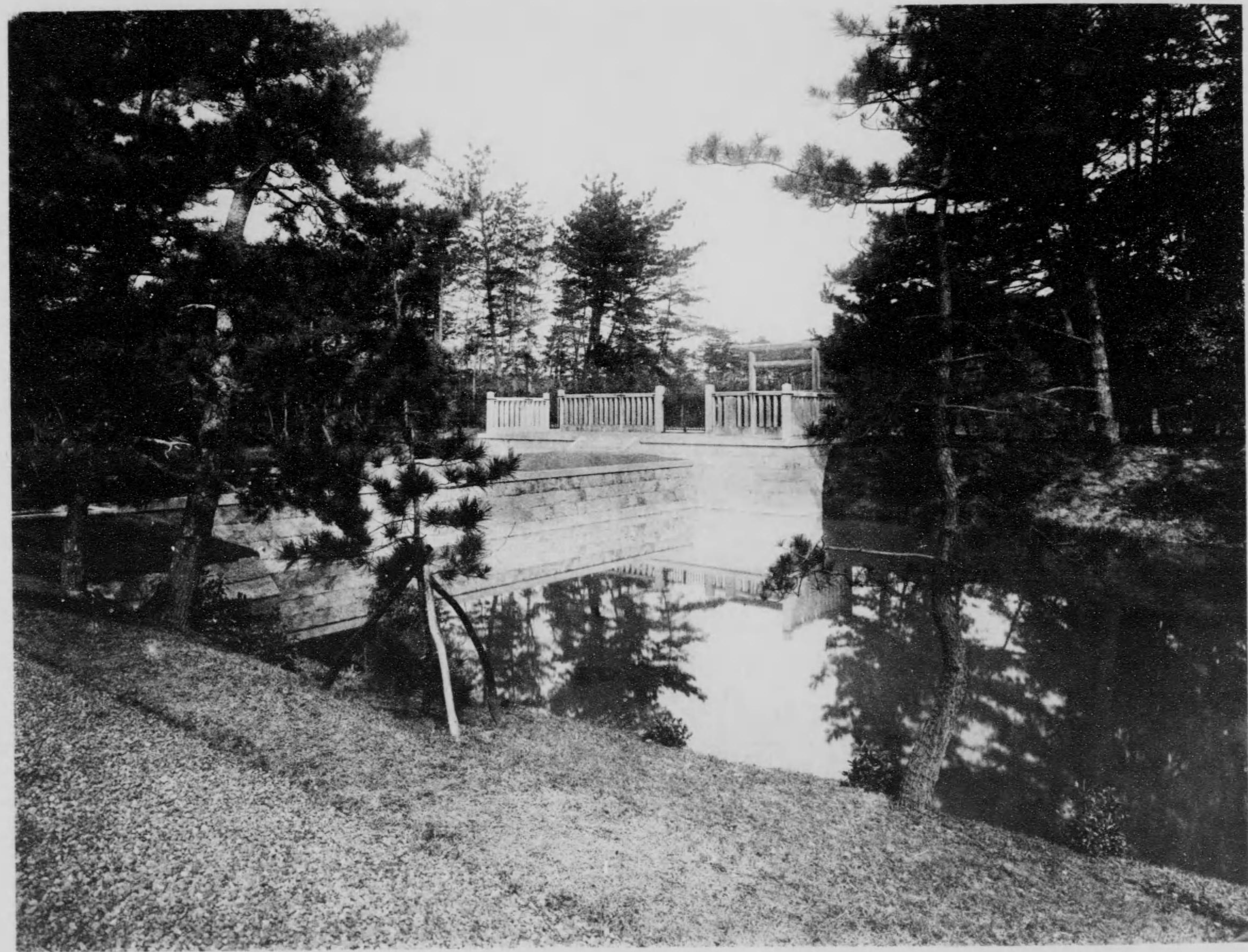


平城坂上陵

大和國生駒郡都跡村大字佐紀字ヒシヤゲ

仁徳天皇皇后磐之媛命、武内宿禰命の子葛城襲津彦命  
の御女、仁徳天皇二年三月皇后に立ち、三十五年六月山  
城國筒城宮に崩じ給ふ、御年詳ならず、三十七年十一月  
十二日那羅山に葬り奉る、陵は前方後圓にして、周圍に  
二重障を環らし、土手を築く、陪冢あり、





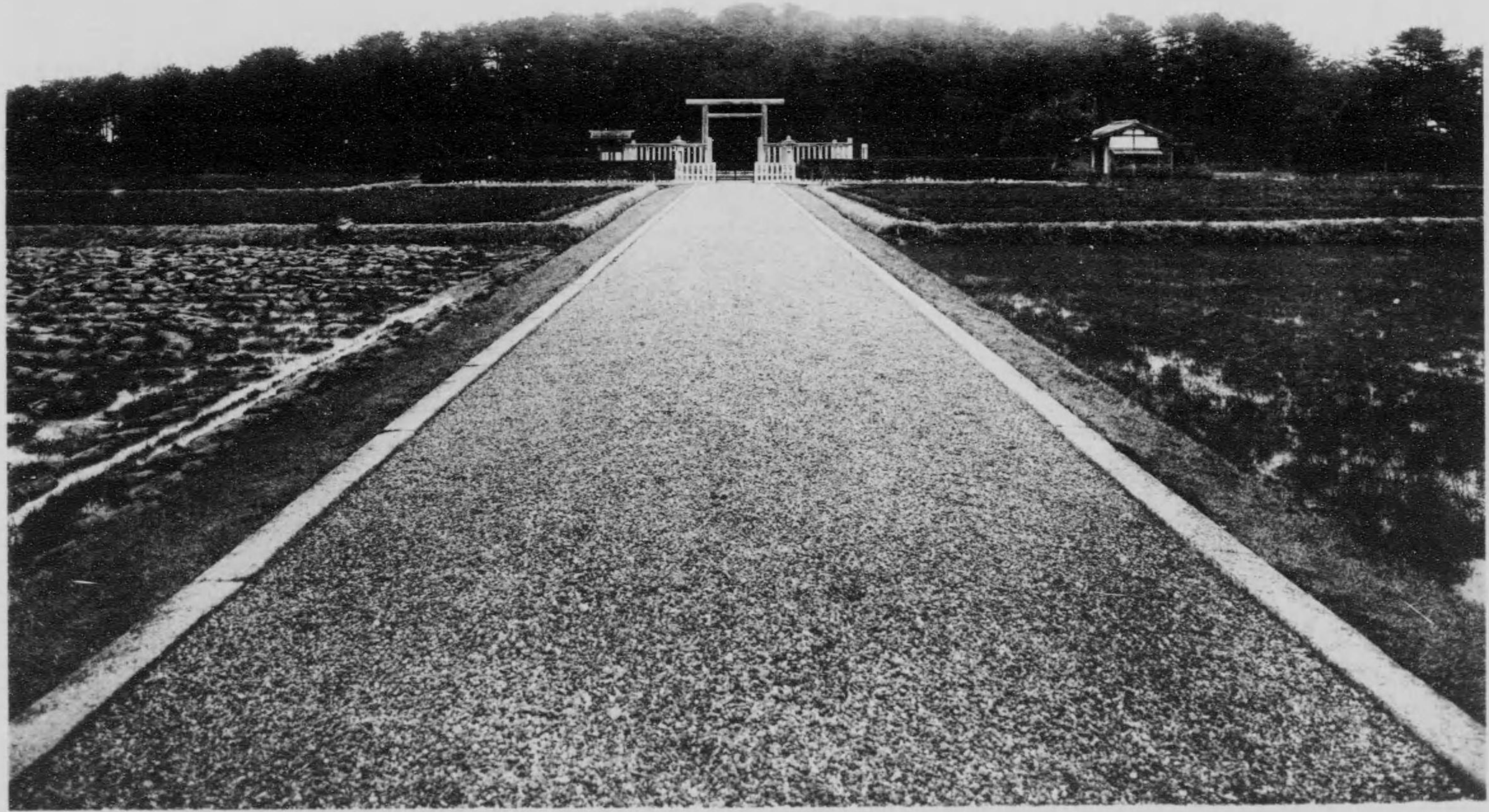


百舌鳥耳原南陵

和泉國泉北郡神石村大字上石津

履中天皇第七十御名は大兄去來穗別尊、仁德天皇の第一皇子、御母は皇后磐之媛命、仁德天皇七年御降誕、三十一年正月皇太子に立ち、父天皇崩御の翌庚子歲二月即位し給ふ、時に御年八十二、明年十月、都を大和國磐余に遷し給ふ、之を稚櫻宮と謂ふ、在位六年、乙巳歲三月十五日關太崩御、御年八十七、十月四日百舌鳥耳原陵に葬り奉る、追諡して履中天皇と申す、陵は四壇に築きたる前方後圓にして、周圍に隍を環らし、土手を築く、陵の東側に數箇の陪冢あり、





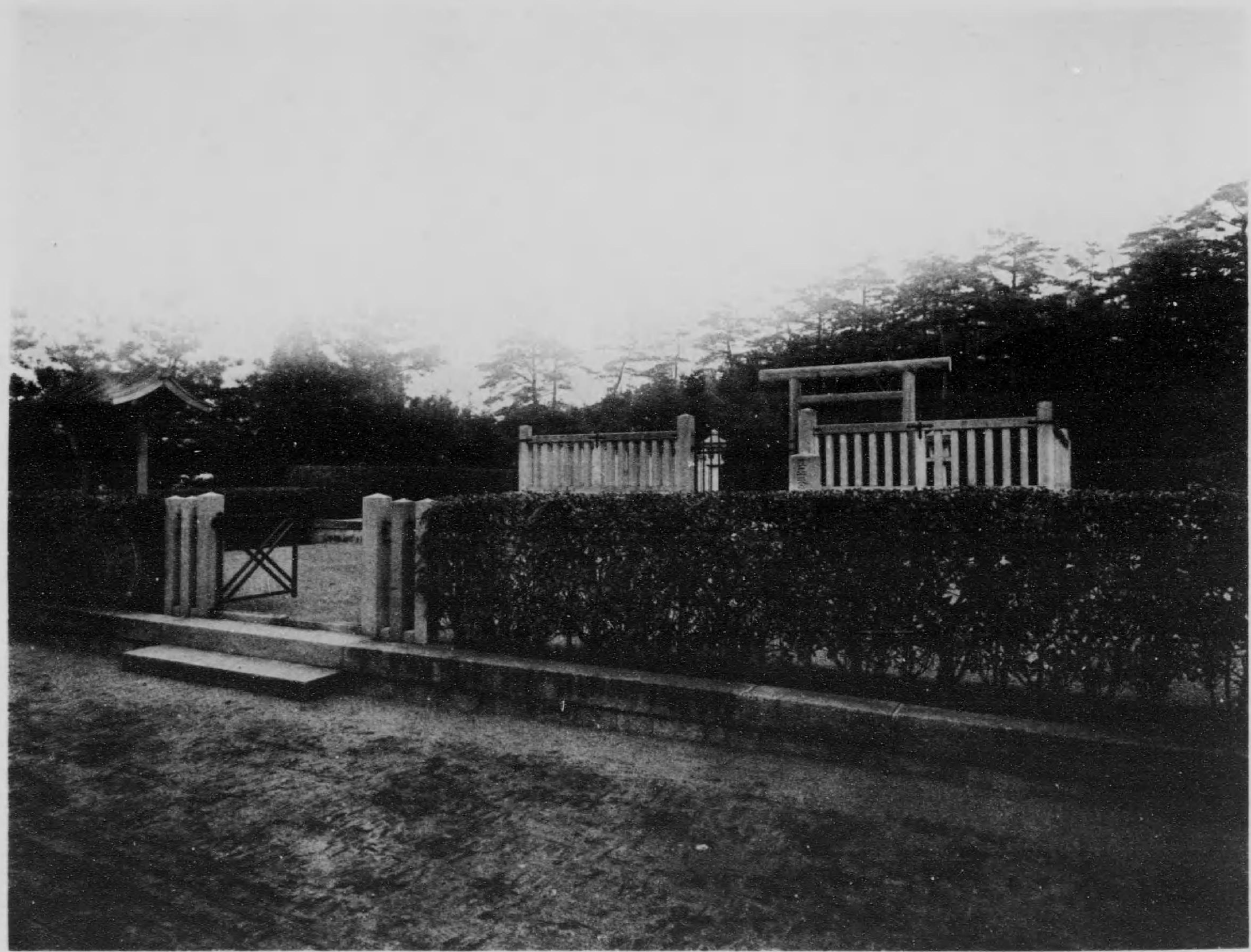


百舌鳥耳原北陵

和泉國堺市向井町

反正天皇第八十御名は多遲比瑞齒別尊、仁德天皇の第三皇子、御母は皇后磐之媛命、仁德天皇二十四年淡路宮に生れ給ふ、履中天皇二年正月皇太子に立ち、履中天皇崩御の翌丙午歲正月即位し給ふ、時に御年七十一、十月都を河内國丹比に遷し給ふ、之を柴籬宮と謂ふ、在位五年、庚戌歲正月二十三日太閤三冊崩御、御年七十六、允恭天皇五年十一月十一日耳原陵に葬り奉る、追諡して反正天皇と申す、陵は前面を二壇、背面を四壇に築きたる前方後圓にして、周圍に隄を環らし、土手を築く、陪冢あり、





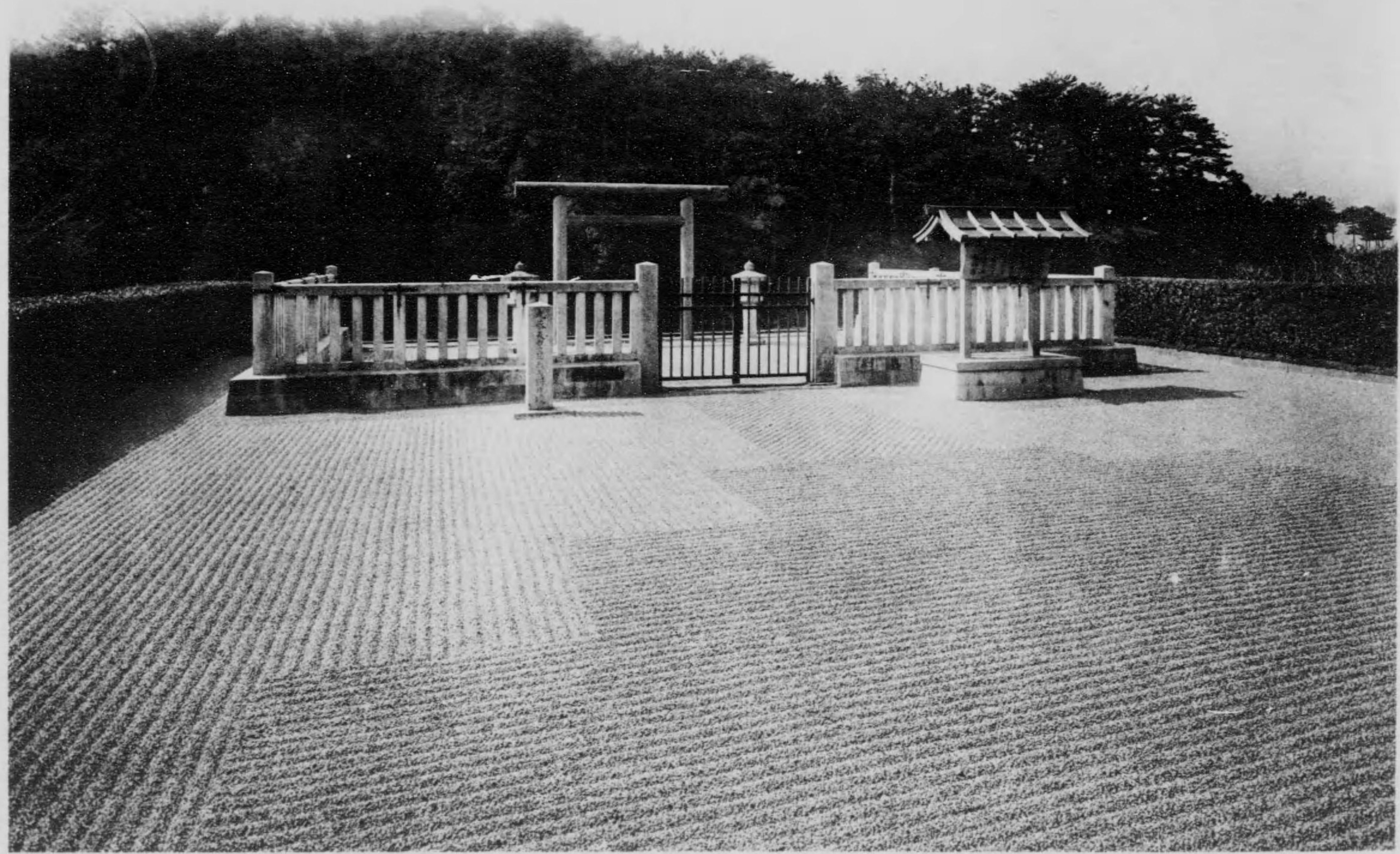


惠我長野北陵

河内國南河内郡道明寺村大字國府字市ノ山

允恭天皇第九代御名は雄朝津間稚子宿禰尊、仁德天皇の第  
四皇子、御母は皇后磐之媛命、仁德天皇三十年御降誕、反  
正天皇崩御の後三年壬子歲十二月位に即き、大和國遠  
飛鳥宮ミヤに都し給ふ、時に御年七十一、在位四十二年、癸巳  
歲正月十四日月太閏日曆二崩御、御年百十二、新羅王、天皇の崩  
を聞き、使を遣して來弔せしめ、調船八十艘、樂工八十人  
を貢す、皆素服號泣し、調を捧げ、樂を張りて殯宮に會す、  
十月十日河内長野原陵ハラノハラノミヤに葬り奉る、追諡して允恭天皇  
と申す、陵は三壇に築きたる前方後圓にして、周圍に隄  
を環らし、前面を二重隄となす、數箇の陪冢あり、







菅原伏見西陵

大和國生駒郡伏見村大字寶來字古城

安康天皇第十代御名は穴穗尊、允恭天皇の第三皇子、御母は

皇太后忍坂大中姬命、履中天皇二年御降誕、父天皇崩御

の歲十二月卽位し給ふ、時に御年五十三、都を大和國石

上に遷し給ふ、之を穴穗宮と謂ふ、丙申歲八月九日大和國

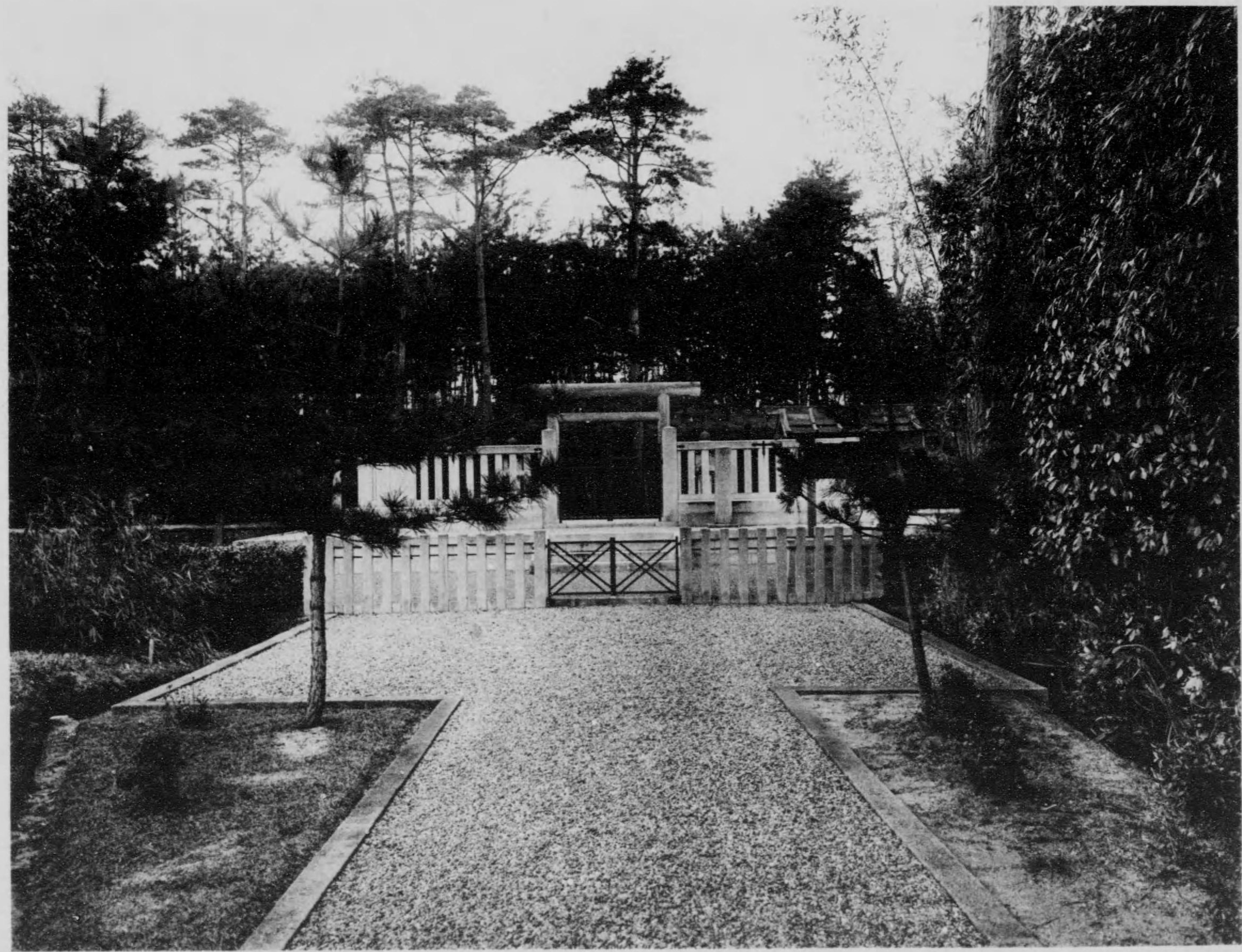
五月二十山宮に幸し、暴に崩じ給ふ、在位三年、御年五十六、後

三年菅原伏見陵に葬り奉る、追諡して安康天皇と申す、

陵は山形にして、周圍に隍を環らし、土手を築き、生垣を

回らす、







丹比高鷲原陵

河内國南河内郡高鷲村大字島泉南島泉の界

雄略天皇<sup>第二十</sup>御名は大泊瀨幼武尊、允恭天皇の第五皇

子、御母は皇太后忍坂大中姬命、允恭天皇七年御降誕、安

康天皇崩御の歲十一月有司に命じ、壇を大和國泊瀨朝

倉に設けしめて位に即き、遂に其の地に都し給ふ、時に

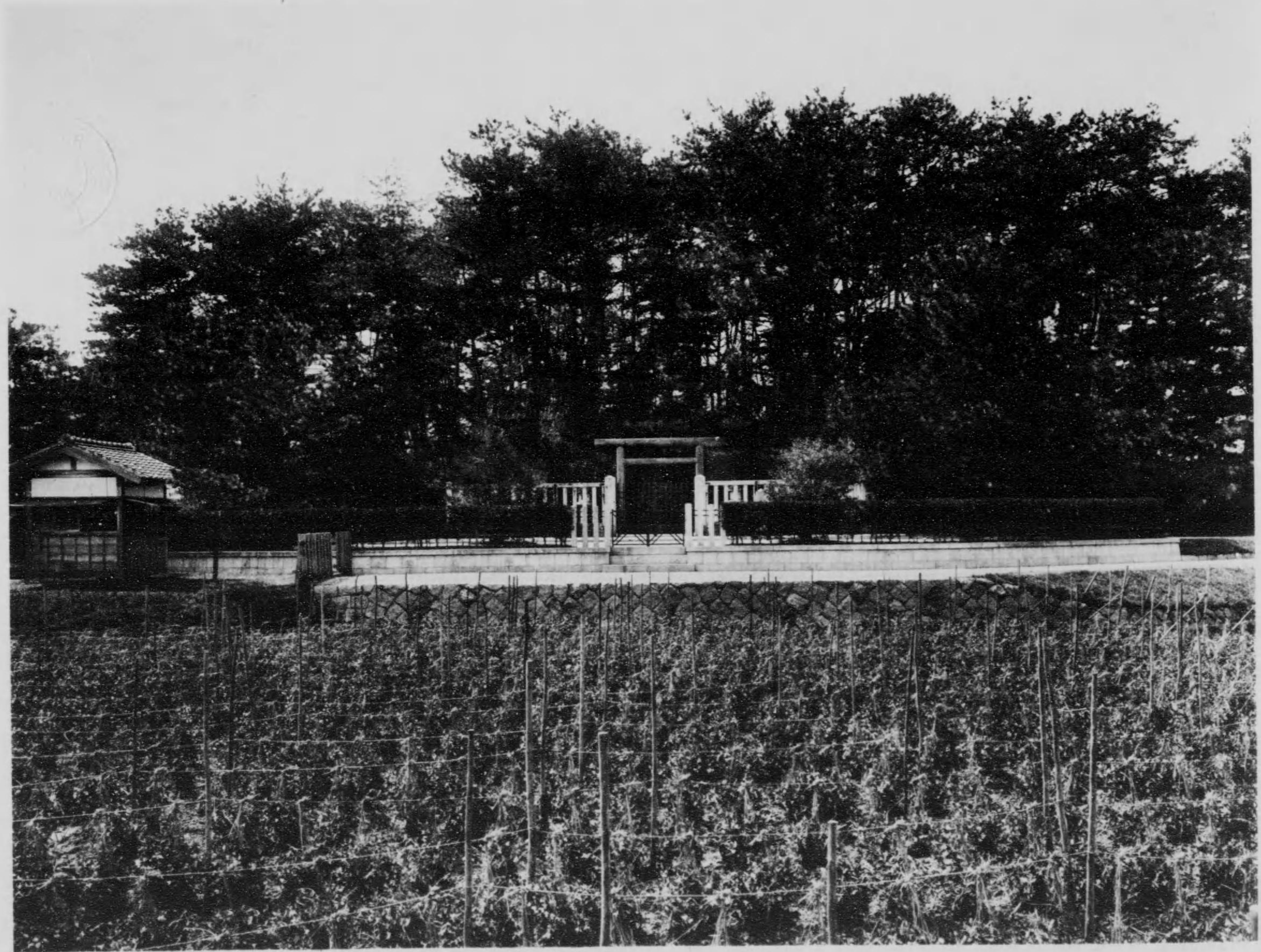
御年三十九、在位二十三年、己未歲八月七日<sup>太陽曆九月九日</sup>崩御、

御年六十二、翌庚申歲十月九日河内丹比高鷲原陵に葬

り奉る、追諡して雄略天皇と申す、陵は圓墳にして、周圍

に隍を環らす、





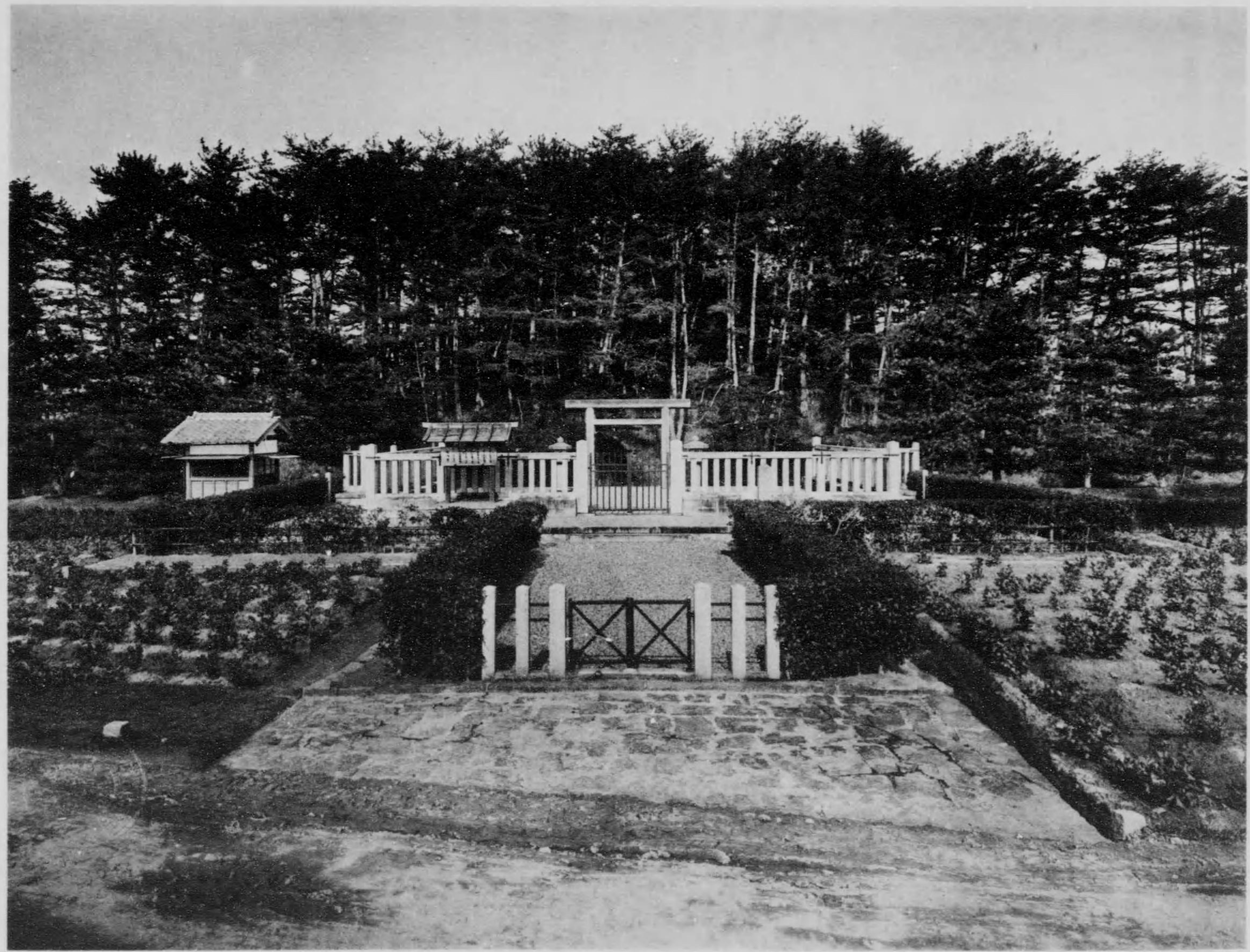


河内坂門原陵

河内國南河内郡西浦村大字西浦字白髮

清寧天皇<sup>第二十</sup>御名は白髮武廣國押稚日本根子尊雄略  
天皇の第三皇子、御母は皇太夫人葛城韓媛命、允恭天皇  
三十三年御降誕、雄略天皇二十二年正月皇太子に立ち、  
父天皇崩御の翌庚申歲正月十五日、有司に命じ、壇を大  
和國磐余甕粟に設けしめて位に即き、其の地に都し給  
ふ、時に御年三十七、在位五年、甲子歲正月十六日<sup>太閤二十八年</sup>  
<sup>日</sup>崩御、御年四十一、十一月九日河内坂門原陵に葬り奉  
る、追諡して清寧天皇と申す、陵は二壇に築きたる前方  
後圓にして、周圍に隍を環らし、土手を築く、陵後に陪冢  
あり、陵の字を白髮山と謂ひ、陪冢を小白髮山と謂ふ、蓋  
し白髮は天皇の御名に因めるならん、







埴口丘陵

大和國北葛城郡新庄村大字北花内字三歲山

飯豐天皇、御名は忍海、飯豐青尊、履中天皇の皇子磐坂市

邊押磐皇子の第二王女、御母は美媛命、允恭天皇二十九

年御誕生、甲子歲正月清寧天皇崩じ給ふや、顯宗、仁賢二

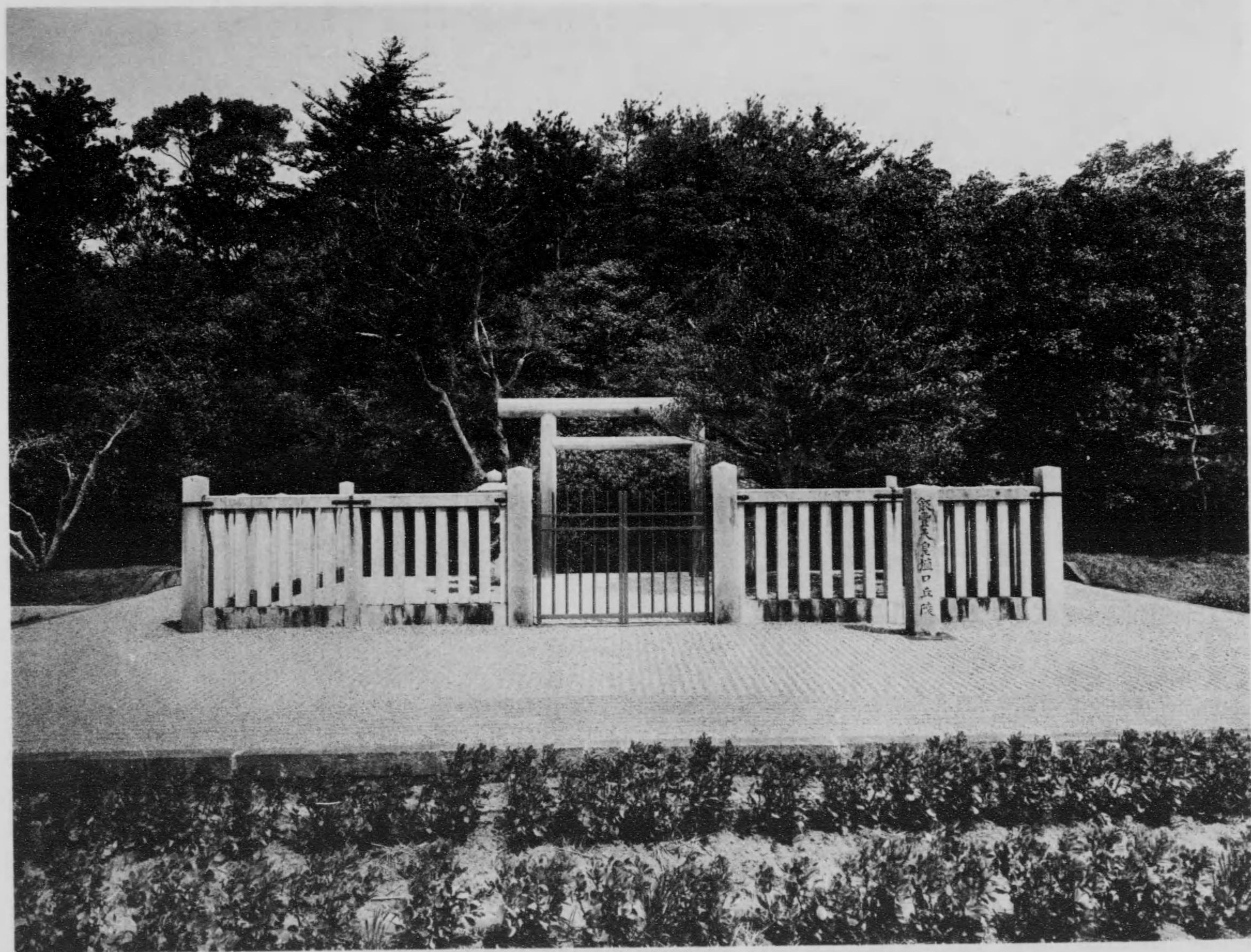
帝相讓りて位に即き給はず、是に於て天皇自ら忍海飯

豐青尊と稱し、大和國忍海角刺宮に政を聽き給ふ、是歲

十一月崩御、御年四十五、葛城埴口丘陵に葬り奉る、陵は

前方後圓にして、周圍に隍を環らし、土手を築く、





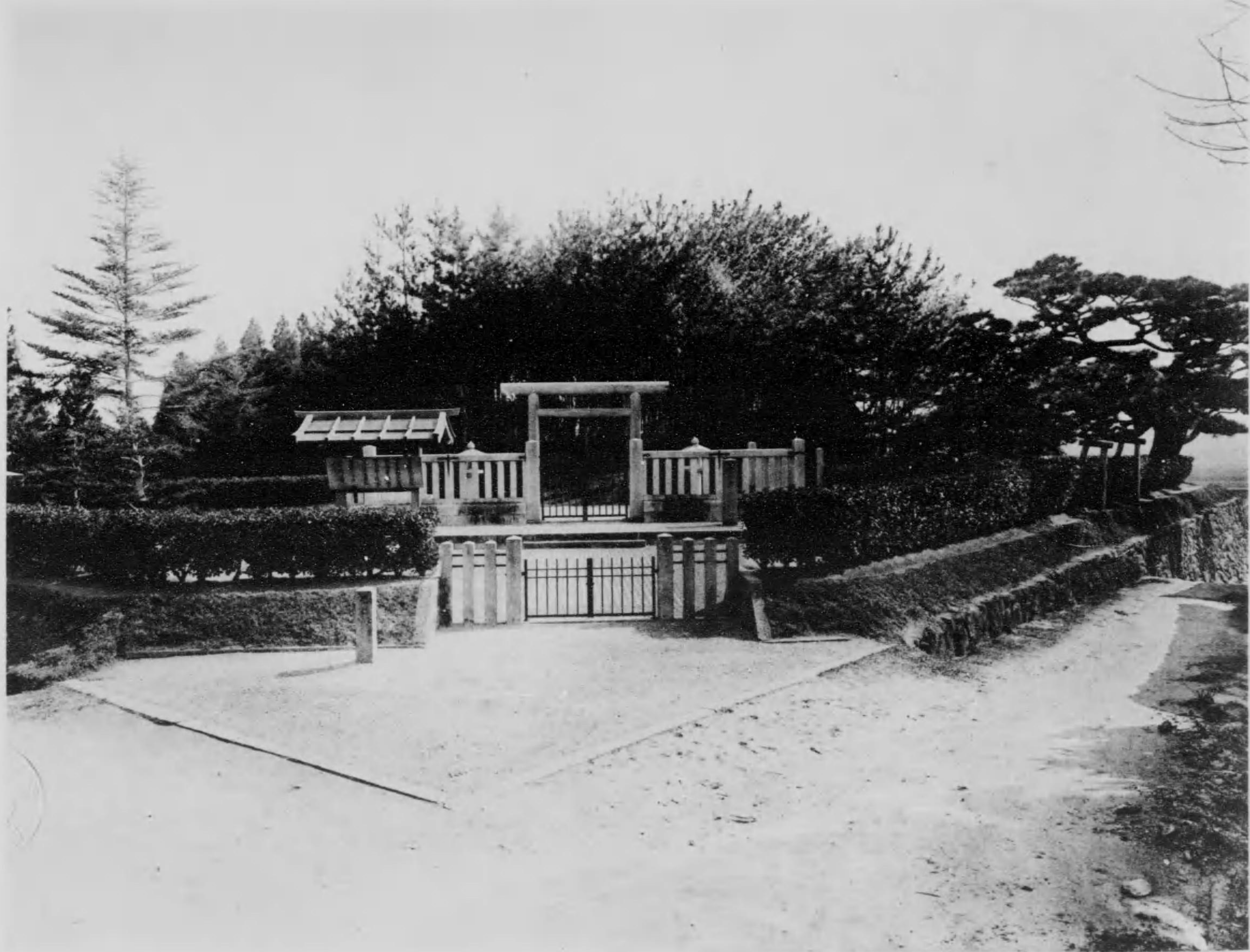


傍丘磐坏丘南陵

大和國北葛城郡下田村大字北今市字的場

顯宗天皇八代二十初め弘計王といふ、履中天皇の皇子磐坂市邊押磐皇子の第二王子、御母は美媛命、允恭天皇三十九年御降誕、初め仁賢天皇と與に難を播磨に避け給ひしが、清寧天皇三年、召されて京師に遷り、天皇崩御の翌乙丑歲五月大和國近飛鳥入鈞宮に即位し給ふ、時に御年三十六、在位三年、丁卯歲四月二十五日太陽曆六月三日崩御、御歲三十八、翌戊辰歲十月三日、傍丘磐坏丘陵に葬り奉る、追諡して顯宗天皇と申す、陵は前方後圓にして、周圍に生垣を回らす、陪冢あり、





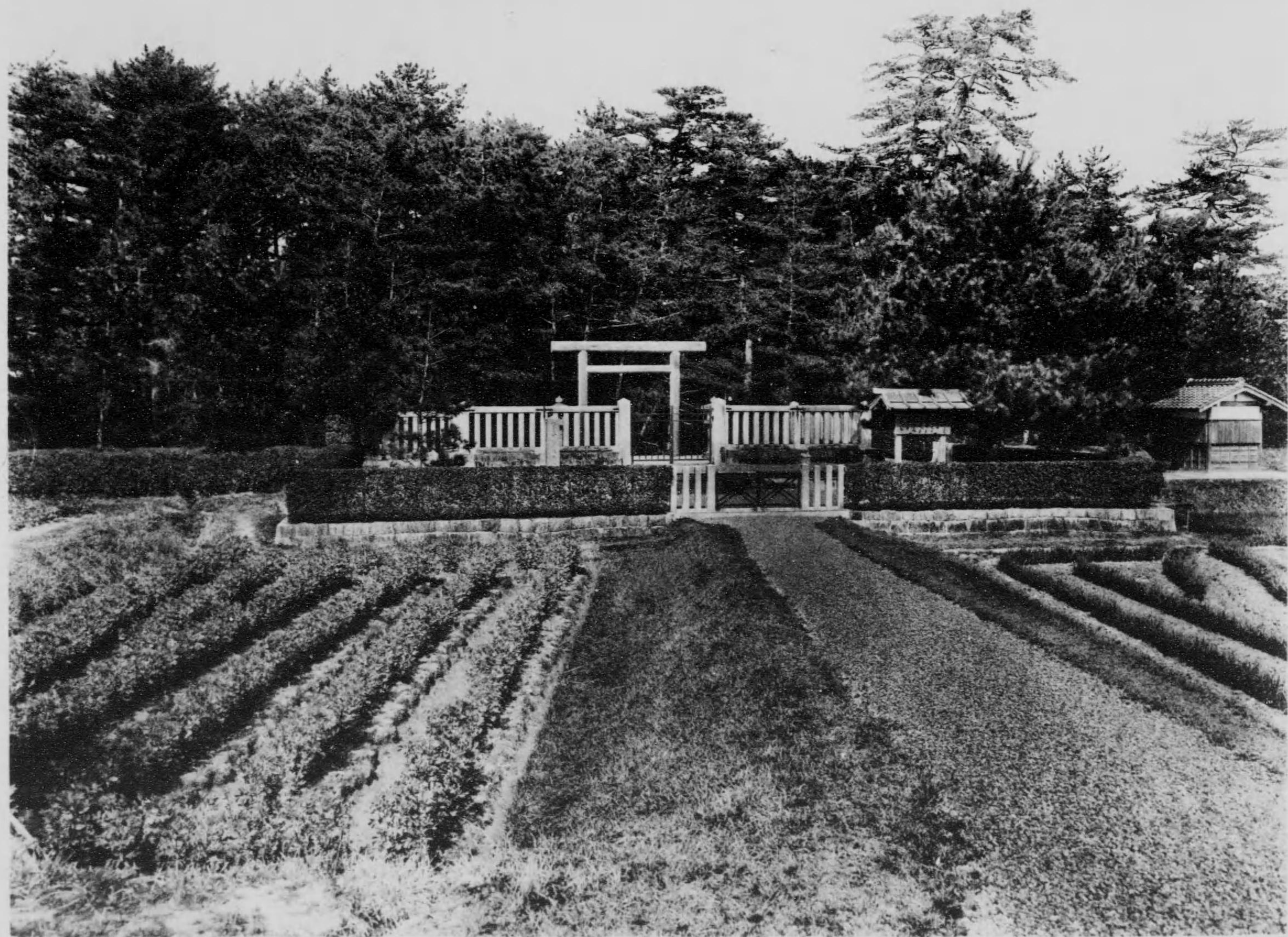


埴生坂本陵

河内國南河内郡藤井寺村大字野中字ボケ山

仁賢天皇第四十御名は大脚初め億計王といふ、履中天皇の皇子磐坂市邊押磐皇子の第一王子、御母は美媛命、尤恭天皇三十八年御降誕、初め顯宗天皇と與に難を播磨に避け給ひしが、清寧天皇三年、召されて京師に還り、四月皇太子に立ち給ふ、清寧天皇崩じ給ふや、天皇天下を以て顯宗天皇に譲り、仍皇太子となり給ふ、顯宗天皇崩御の翌戊辰歲正月大和國石上廣高宮に即位し給ふ、時に御年四十、在位十一年、戊寅歲八月八日本陽曆九月崩御、御年五十、十月五日、埴生坂本陵に葬り奉る、追諡して仁賢天皇と申す、陵は三壇に築きたる前方後圓にして、周圍に障を環らし、土手を築く、陪冢あり、







傍丘磐坏丘北陵

大和國北葛城郡志津美村大字今泉字タイゴ

武烈天皇第五代第二十御名は小泊瀬稚鷗鷗尊仁賢天皇の第一

皇子、御母は皇后春日大娘皇女、仁賢天皇二年御降誕、七

年正月皇太子に立ち、父天皇崩御の歳十二月、有司に命

じ、壇を大和國泊瀬列城に設けしめて位に即き、遂に其

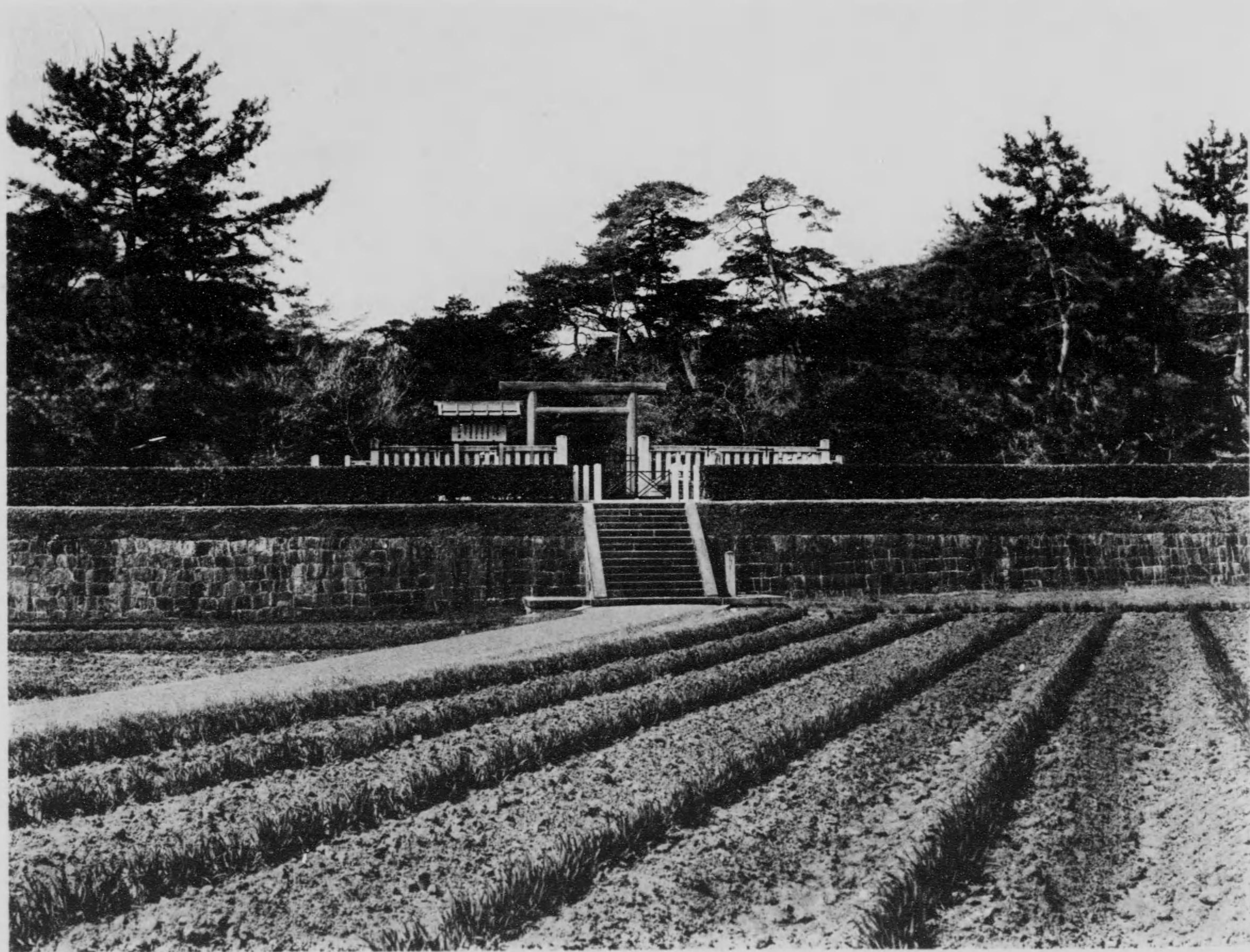
の地に都し給ふ、時に御年十、在位八年、丙戌歳十二月八

日太閤暦一崩御、御年十八、繼體天皇二年十月三日傍丘磐

坏丘陵に葬り奉る、追諡して武烈天皇と申す、陵は山形

にして、周圍に生垣を回らし、前面に陸を穿つ、





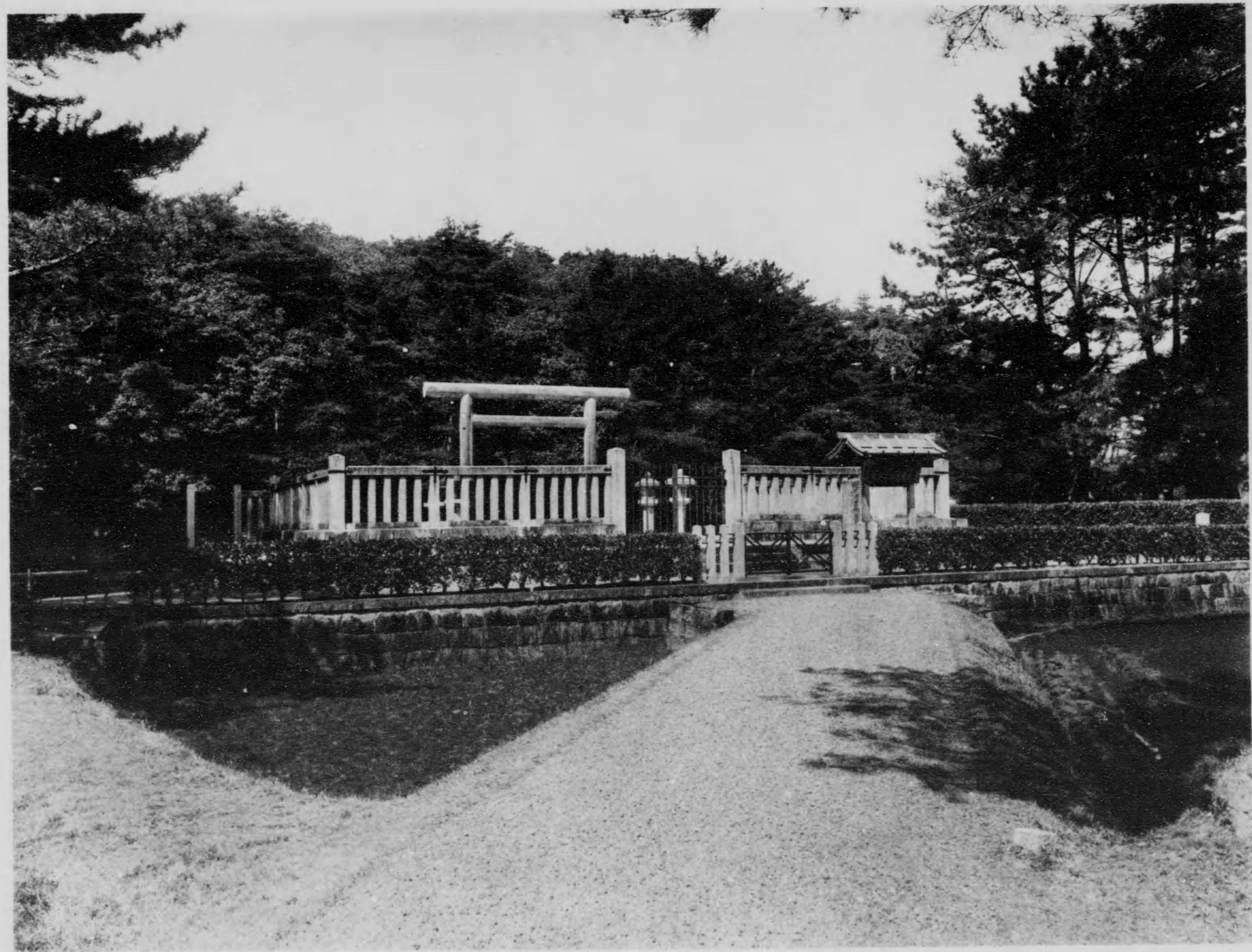


三島藍野陵

攝津國三島郡三島村大字太田字奥山

繼體天皇第六代二十初め男大迹王といふ、應神天皇四世の孫彦主人王の御子御母は三國坂中井の人振媛命、允恭天皇三十九年御降誕、天皇幼にして、孤となり、御母に従ひて越前國高向に長じ給ふ、武烈天皇崩じて、皇嗣無きを以て、羣臣議して、天皇を越前の三國より迎へ奉る、丁亥歲二月河内樟葉宮に即位し給ふ、時に御年五十八、辛卯歲十月都を山城國筒城に遷し、戊戌歲三月更に山城國弟國に遷し、丙午歲九月大和國磐余玉穗に遷し給ふ、在位二十五年、辛亥歲二月七日太閤二年三月十三日不豫を以て、位を安閑天皇に傳へ、是日玉穗宮に崩じ給ふ、御年八十二、十二月五日藍野陵に葬り奉る、追諡して繼體天皇と申す、陵は四壇に築きたる前方後圓にして、周圍に隍を環らし、土手を築く、陪冢あり、







衾田陵

大和國山邊郡朝和村大字中山字西殿塚

繼體天皇皇后手白香皇女、仁賢天皇の第三皇女、御母は

皇后春日大娘皇女、繼體天皇元年三月皇后に立ち、欽明

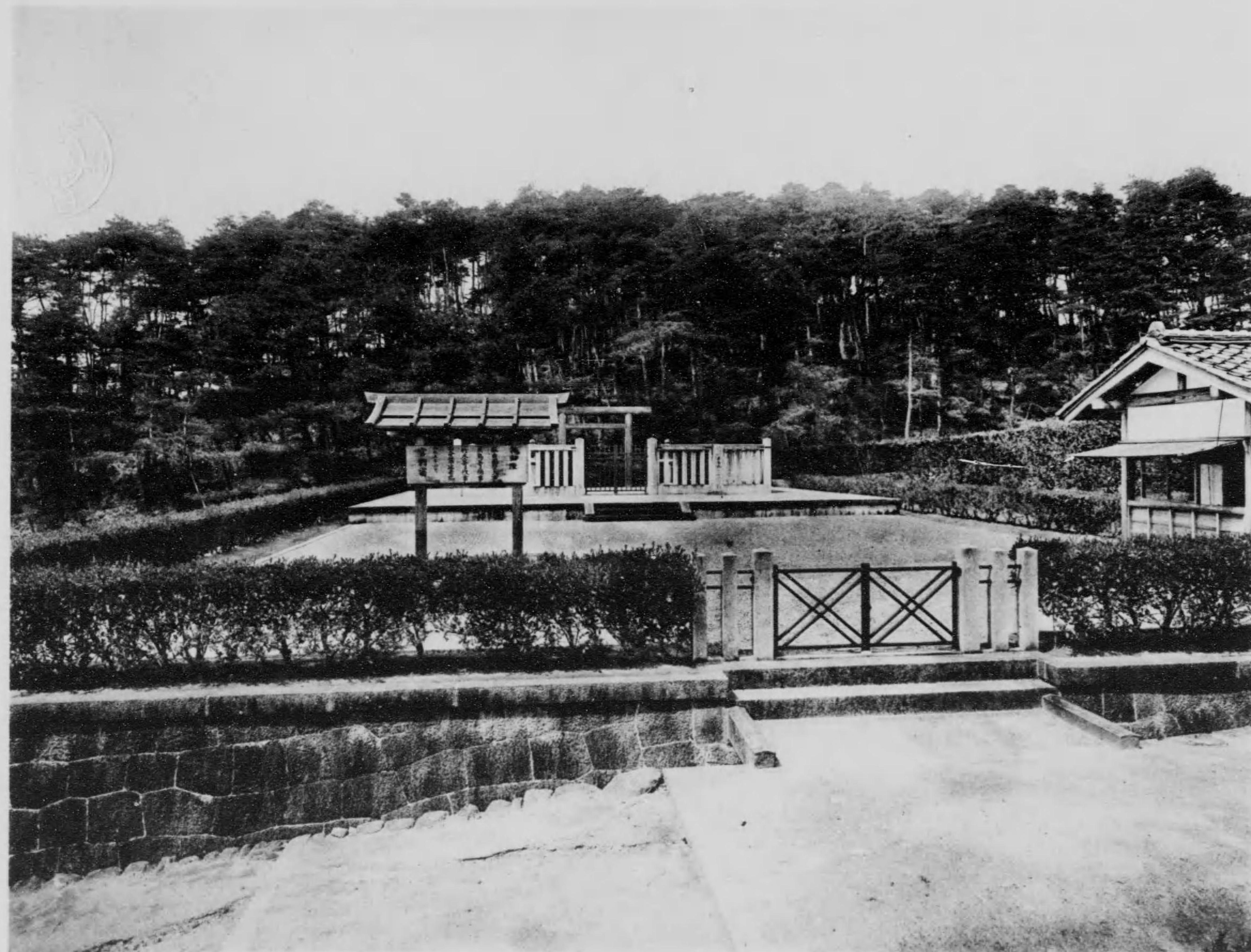
( 33 )

天皇即位の日皇太后となり給ふ、崩ずるに及びて大和

國山邊郡衾田に葬り奉る、陵は前方後圓にして、周圍に

生垣を回らす、





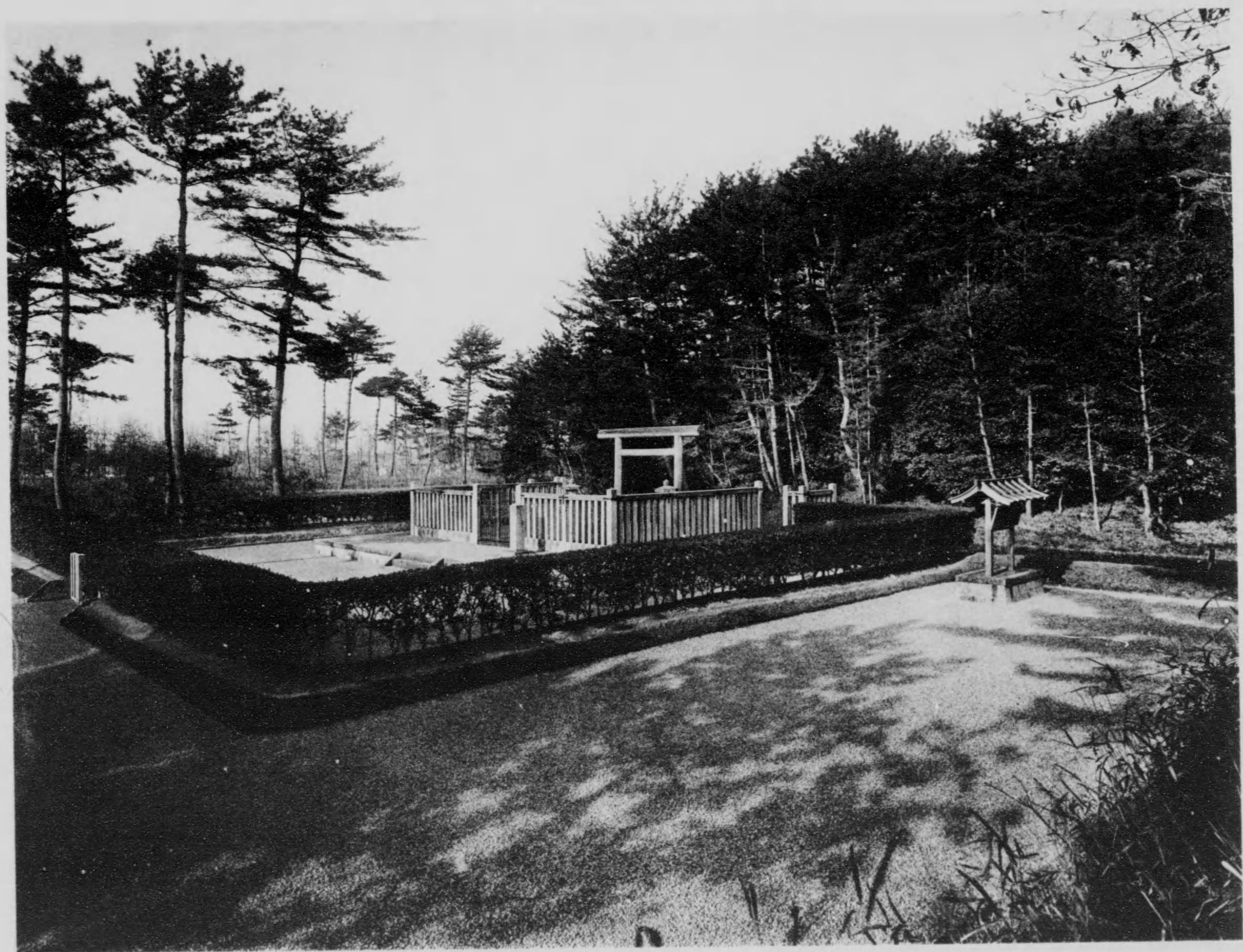


古市高屋丘陵

河内國南河内郡古市村大字古市字城

安閑天皇第七代二十御名は勾大兄廣國押武金日尊繼體天皇の第二皇子、御母は皇妃日子媛命、雄略天皇十年御降誕、繼體天皇七年十二月皇太子に立ち、二十五年二月七日父天皇不豫、位を天皇に傳へ給ふ、仍りて即日位に即き給ふ、時に御年六十六、後三年甲寅歲正月都を大和國勾金橋に遷し給ふ、在位五年、乙卯歲十二月十七日大和國二十一年崩御、御年七十、是月河内舊市高屋丘陵に葬り奉る、追諡して安閑天皇と申す、陵は二壇に築きたる前方後圓にして、周圍に陸を環らし、土手を築く、





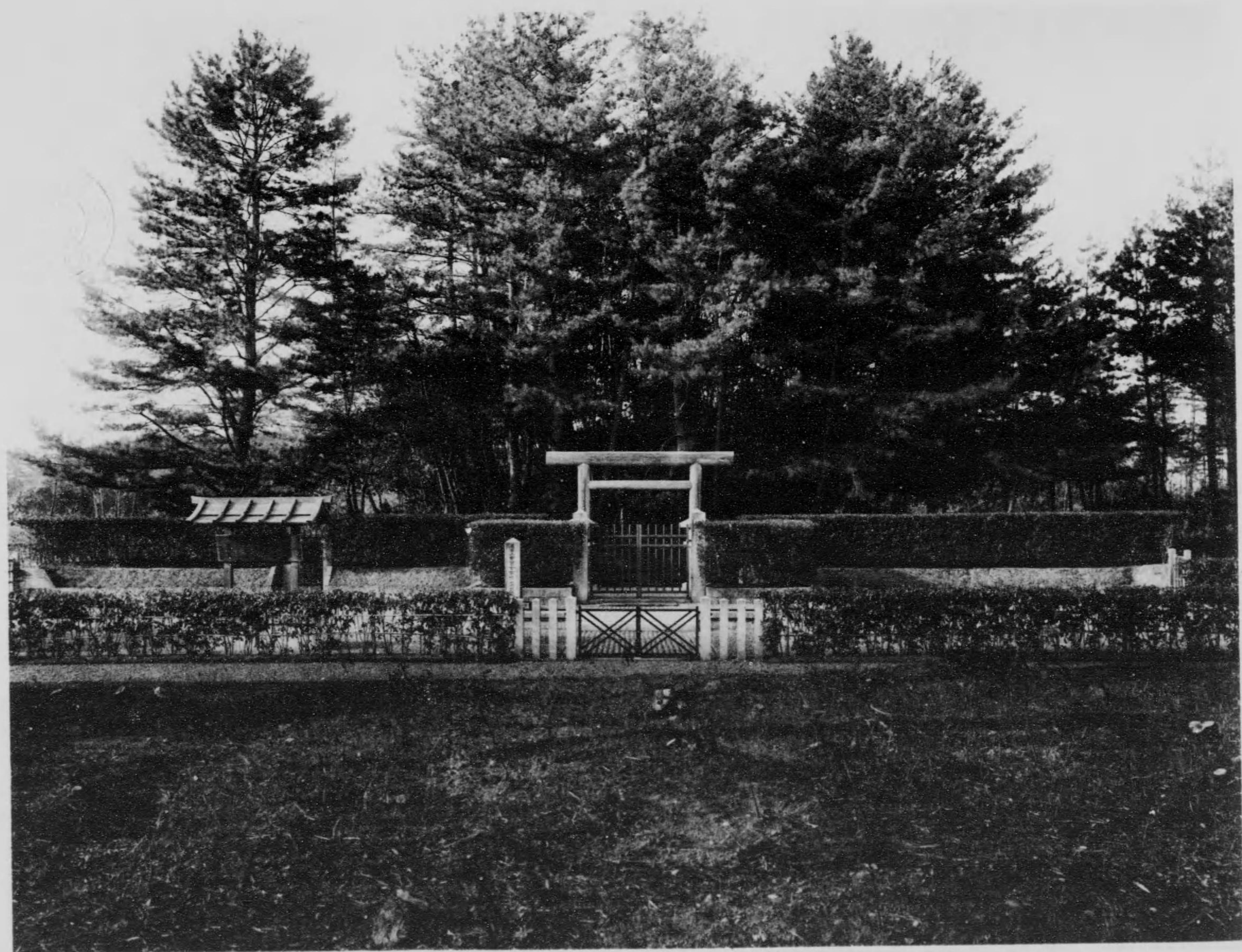


古市高屋陵

河内國南河内郡古市村大字古市字八マン山

安閑天皇皇后春日山田皇女初め山田大娘皇女又赤見  
皇女といふ、仁賢天皇の第七皇女、御母は和珥臣日瓜の  
女糠君娘安閑天皇未だ皇太子におはします時入りて  
妃となり、天皇即位元年三月皇后に立ち給ふ、崩ずるに  
及びて、河内舊市高屋丘陵に葬り奉る、陵は圓墳にして、  
周圍に土手を築き、生垣を回らす、







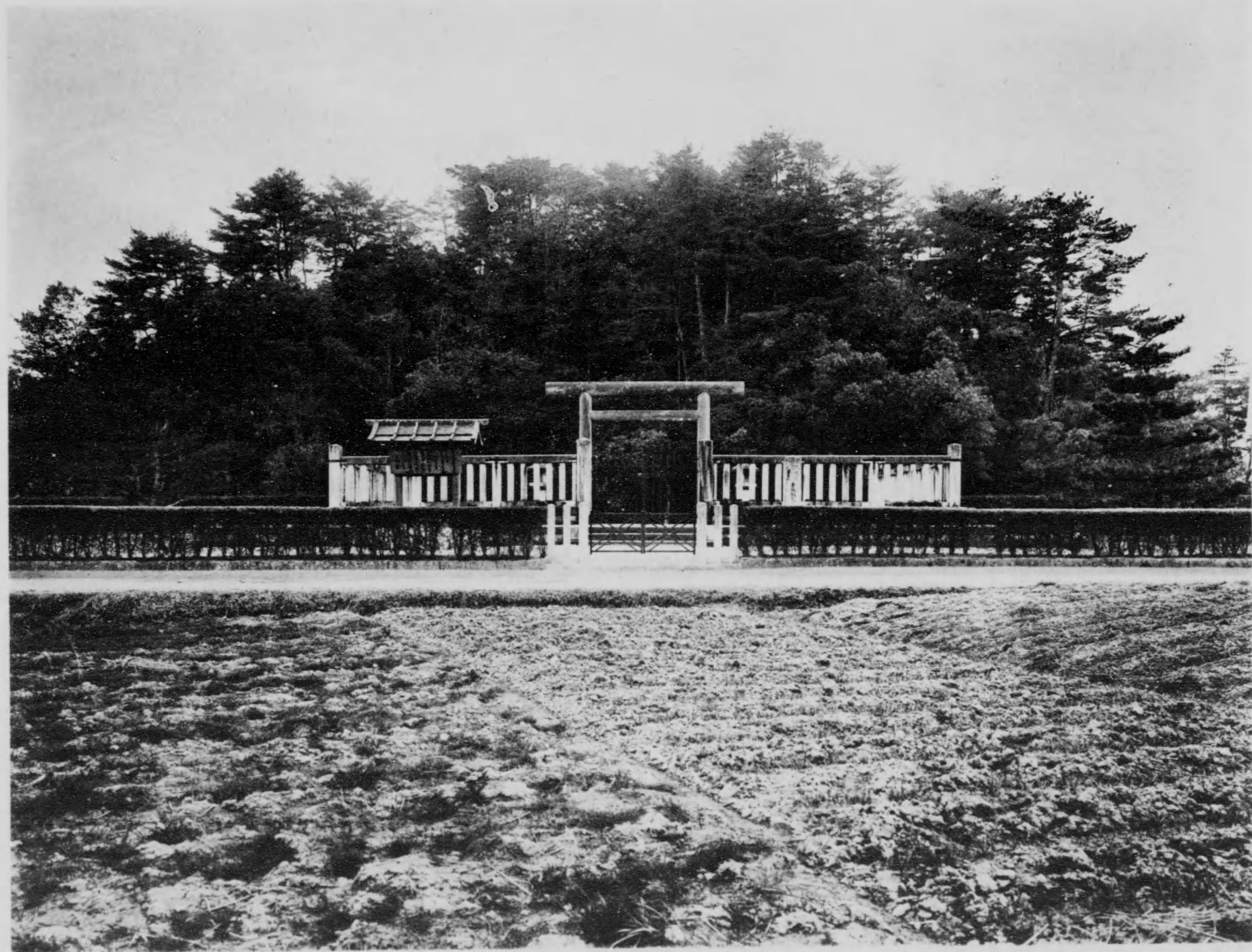
身狹桃花鳥坂上陵

大和國高市郡白檀村大字鳥屋字見三才

宣化天皇第八代第二十御名は武小廣國押盾尊繼體天皇の第三皇子御母は皇妃目子媛命雄略天皇十一年御降誕乙卯歲十二月安閑天皇崩じて皇嗣無きを以て位に即き給ふ時に御年六十九明年正月都を大和國檜隈廬入野に遷し給ふ在位四年己未歲二月十日太陽曆三月十七日崩御御年七十三十一月十七日身狹桃花鳥坂上陵に葬り奉る追諡して宣化天皇と申す陵は三壇に築きたる前方後圓にして周圍に隍を環らし土手を築く

宣化天皇皇后橘仲姬皇女仁賢天皇の皇女御母は皇后春日大娘宣化天皇未だ皇子におはします時入りて妃となり天皇即位の翌丙辰歲三月皇后に立ち給ふ崩ずるに及びて身狹桃花鳥坂上陵に合葬し奉る





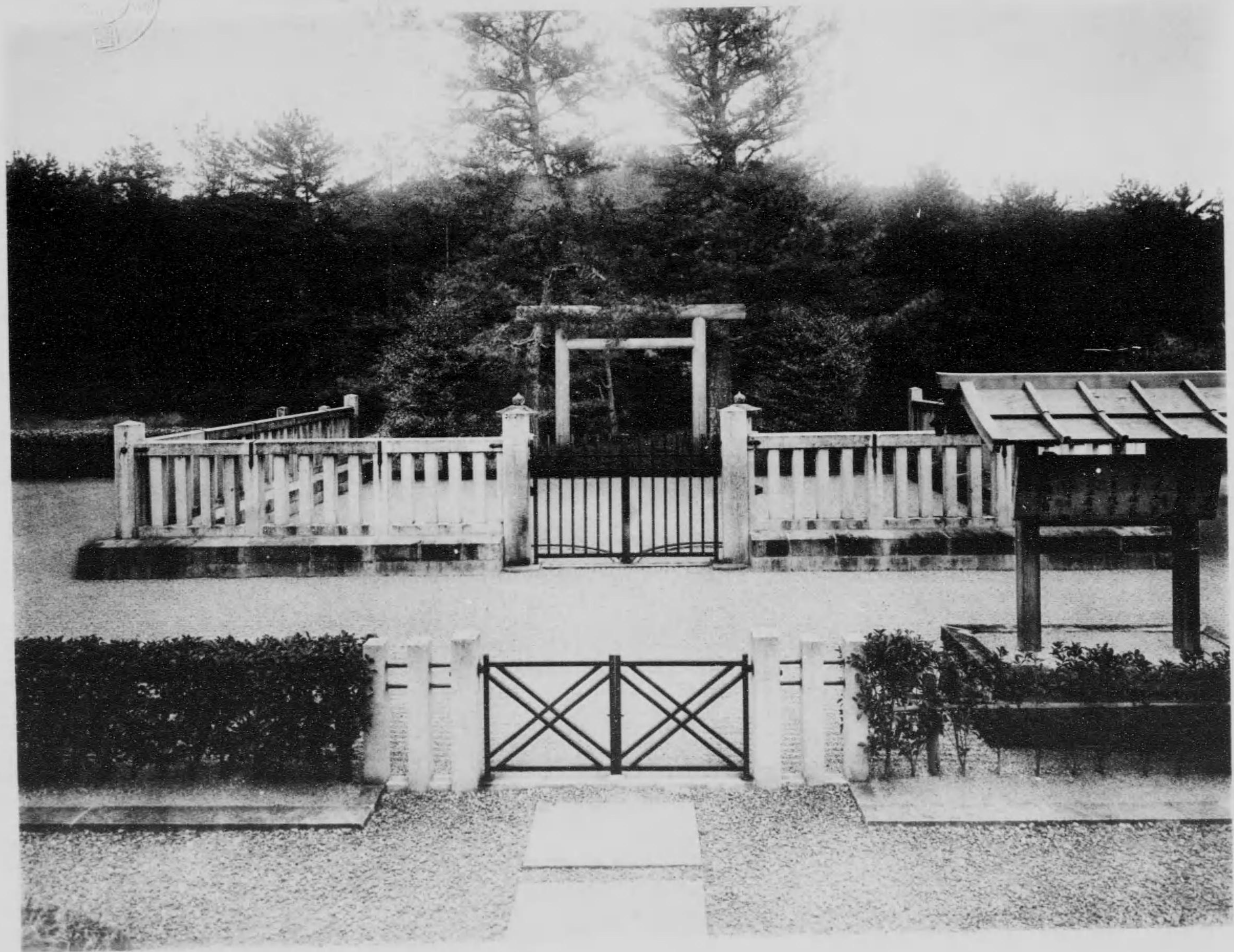


檜隈坂合陵

大和國高市郡阪合村大字平田字ムメヤマ

欽明天皇第九代第二十御名は天國排開廣庭尊繼體天皇の第四皇子、御母は皇太后手白香皇女、繼體天皇三年御降誕、宣化天皇崩御の歲十二月卽位し給ふ、時に御年三十一、翌庚申歲七月都を大和國磯城島に遷し給ふ、之を金刺宮（太陽六日五月崩御）と謂ふ、在位三十二年、辛卯歲四月十五日（太陽六日五月崩御）御年六十三、五月河内古市に殯す、八月一日新羅弔使を遣して哀を殯宮に奉らしむ、九月檜隈坂合陵に葬り奉る、追諡して欽明天皇と申す、陵は三壇に築きたる前方後圓にして、周圍に隍を環らし、土手を築き、生垣を回らす、







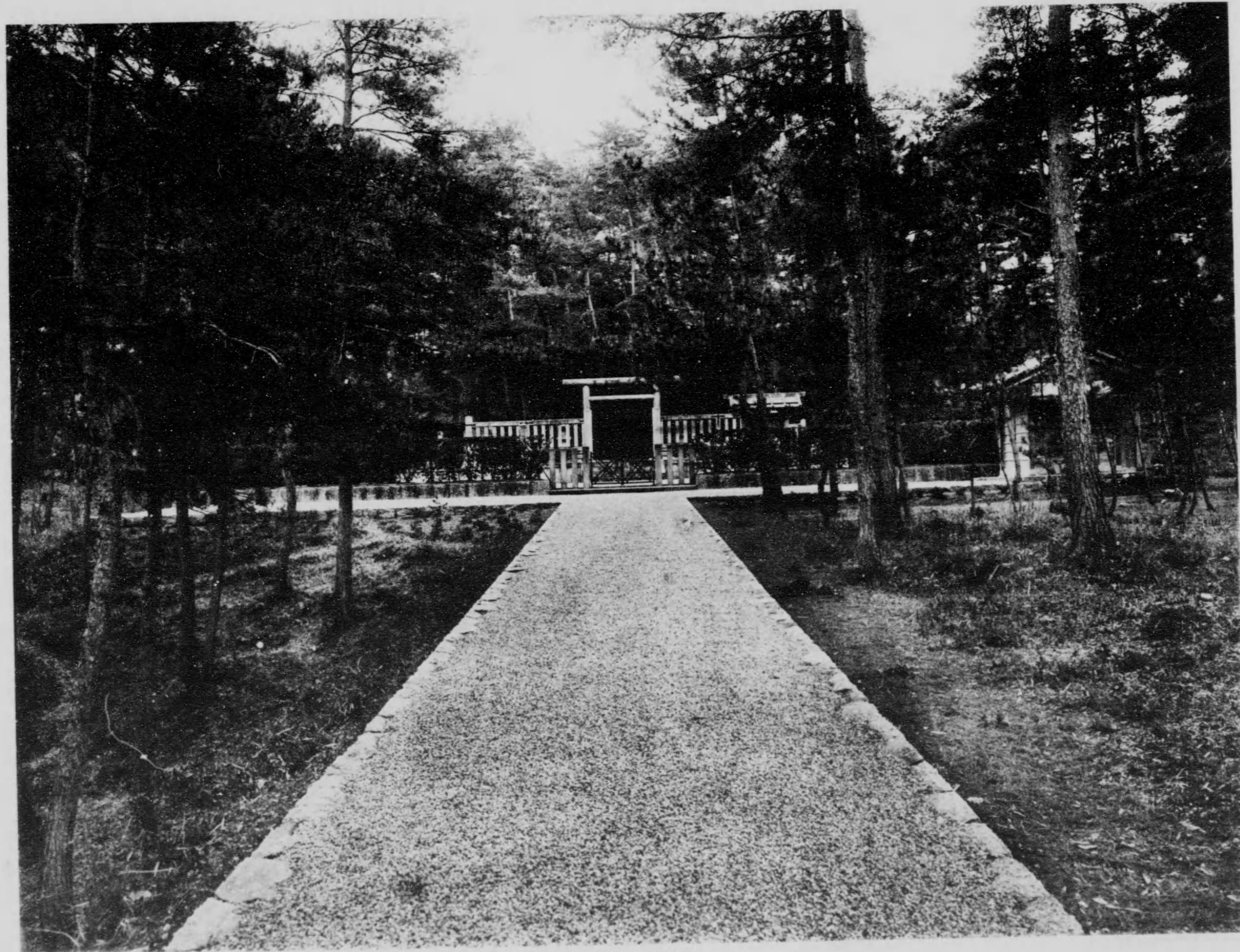
河内磯長中尾陵  
磯長原陵

河内國南河内郡磯長村大字太子字奥廣

敏達天皇<sup>第十代</sup>御名は淳中倉太珠敷尊、欽明天皇の第二皇子、御母は皇太后石姬皇女、宣化天皇三年御降誕、欽明天皇十五年正月皇太子に立ち、父天皇崩御の翌壬辰歲四月即位し給ふ、時に御年三十五、後三年乙未歲宮を大和國譯語田に營み給ふ、之を幸玉宮と謂ふ、在位十四年、乙巳歲八月十五日<sup>太陽曆九月十六日</sup>崩御、御年四十八、殯宮を廣瀬に起し、後六年崇峻天皇四年四月十三日皇妣皇太后石姬皇女の磯長陵に合葬し奉る、追諡して敏達天皇と申す、陵は二壇に築きたる前方後圓にして、周圍に空隍を環らし、土手を築き、生垣を回らす、

欽明天皇皇后石姬皇女、宣化天皇の第一皇女、御母は皇后橘仲姫皇女、欽明天皇初め納れて正妃とし給ふ、天皇即位の翌庚申歲正月皇后に立ち、敏達天皇即位の日、皇太后となり給ふ、崩ずるに及びて磯長陵に葬り奉る、後、敏達天皇の陵を河内磯長中尾陵と稱し、皇后石姬皇女の陵を磯長原陵と稱す、







息長陵

近江國阪田郡大原村大字村居田字北屋敷

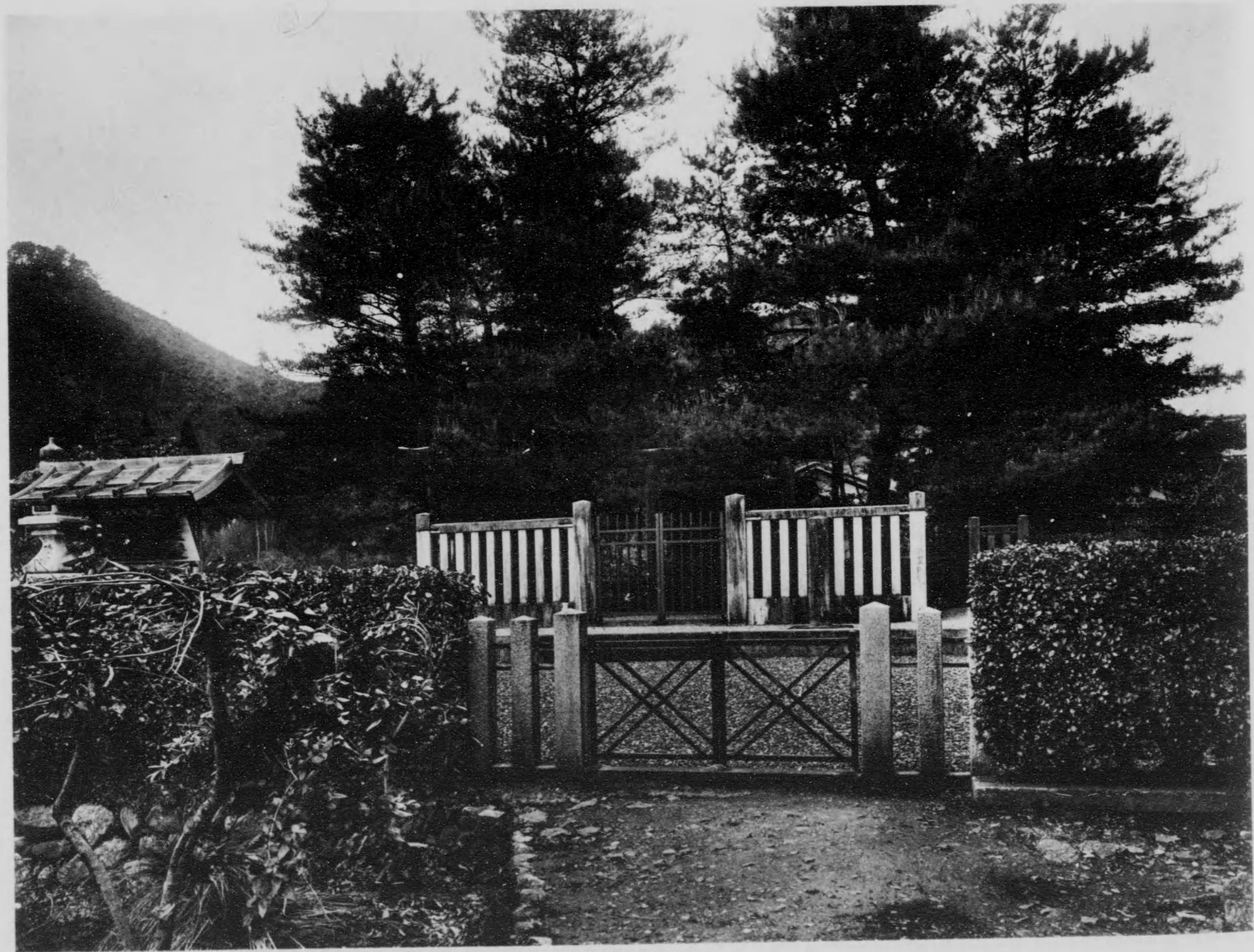
敏達天皇皇后廣姫、息長眞手王の御女、敏達天皇四年正

( 39 )

月皇后に立ち、十一月崩じ給ふ、陵は圓墳にして、周圍に

生垣を回らす。





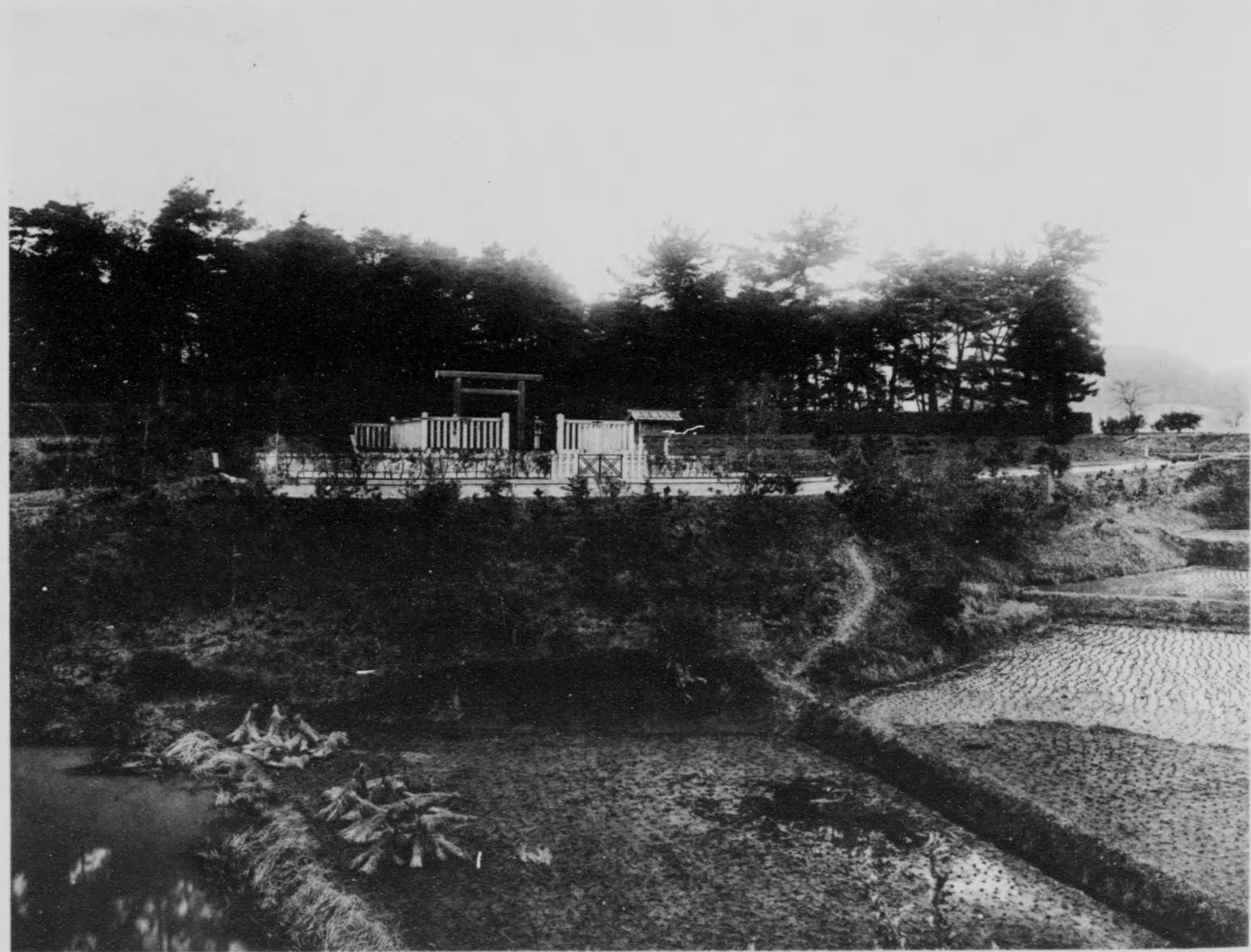


河内磯長原陵

河内國南河内郡磯長村大字春日字向山

用明天皇<sup>第一</sup><sub>第三十代</sub>御名は橘豐日尊、初め大兄皇子といふ、欽明天皇の第五皇子、御母は皇太夫人蘇我堅鹽媛、欽明天皇元年御降誕、敏達天皇崩御の歲九月位に即き、大和國磐余に都し給ふ、之を池邊雙槻宮と謂ふ、時に御年四十六、在位二年、丁未歲四月九日<sup>太</sup><sub>十</sub><sup>陽</sup><sub>三</sub><sup>曆</sup><sub>日</sub>五月崩御、御年四十八、七月二十一日、磐余池上陵に葬り、後六年推古天皇元年九月、改めて河内磯長原に葬り奉る、追諡して用明天皇と申す、陵は方墳にして、周圍に空隍を環らし、土手を築き、生垣を回らす、







倉梯岡上陵

大和國磯城郡多武峯村大字倉橋

崇峻<sup>スツル</sup>天皇<sup>ニ第三十</sup>御名は泊瀬部若雀尊<sup>フクノササノミコ</sup>、欽明天皇の第十四

皇子、御母は蘇我小姉君<sup>スサノミコノノミコ</sup>、用明天皇崩じて皇嗣無きを以

て、是歲八月位に即き、大和國倉梯<sup>クラハシ</sup>に都し給ふ、之を柴垣<sup>シヤヅメ</sup>

宮<sup>ミヤ</sup>と謂ふ、在位五年、壬子歲八月三日<sup>大和國曆日十二</sup>崩御、御年

詳ならず、是日倉梯岡<sup>クラハシノカミ</sup>に葬り奉る、追諡して崇峻天皇

と申す、陵は圓墳にして、周圍に土手を築き、生垣を回ら

す、



